

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

厚生常任委員会会議 録			
日 時	平成 18 年 3 月 16 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 3 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、成田副委員長、吹田・大橋・斎藤(博)・中畑・高橋 各委員  (若見委員欠席)		
説明員	市民・福祉・環境各部長、総務部参事、保健所長、 小樽病院事務局長  ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、大橋委員、高橋委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「市民部分室の廃止について」

(市民) 男女平等参画課長

市民部分室の廃止について報告いたします。

この建物は、昭和42年12月に北海道労働金庫として建てられ、既に38年が経過しております。昭和54年7月に青少年センター施設として購入以来、市民部分室として活用してまいりましたが、老朽化が激しく、これまでも種々の修繕をしてまいりました。しかし、今後さらに大がかりな修繕や、また維持管理費も要することなどから、平成18年3月31日をもって廃止することとしたものであります。

現在、男女平等参画課及び勤労女性相談室、参画プラザ並びに青少年課所管の家庭児童相談室、青少年プラザが入っておりますが、男女平等参画課長が勤労女性センター館長を兼務、また青少年課長は勤労青少年ホーム館長を兼務し、それぞれの職場が離れており、管理・監督の面で効率がよくない状況にあります。女性行政部門と青少年行政部門の一元化を図り、男女平等参画課等は勤労女性センターに、家庭児童相談室等は勤労青少年ホームに移し、おのおのが一緒になることにより、日常互いに補完し合い、効率が図られると考えております。

なお、移転に伴い、分室内に設置されております参画プラザは勤労女性センターに、青少年プラザは勤労青少年ホームにその機能を移し御利用いただくこととなります。それぞれのプラザを利用しております団体等には、既に説明の上、御了解をいただいております。

委員長

「繁忙期における戸籍住民課窓口の土・日開庁について」

(市民) 戸籍住民課長

繁忙期における戸籍住民課窓口の土・日開庁について報告いたします。

例年3月下旬から4月上旬にかけて転出入などの異動届や住民票の写しの交付等で、来庁者が著しく多い状況にあり、いわゆる繁忙期に試行的に臨時開庁し、住民サービスの向上と混雑の分散化を図るものです。その概要についてですが、今年は4月1日土曜日、2日日曜日の午前9時から午後1時までの本庁の戸籍住民課の窓口を試行的に開庁し、取扱業務としては基本的には転出入とそれに関連する一部の窓口業務としておりますが、住民異動届の受理のほか、異動に関係のない市民にも、住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本等の交付業務、戸籍届の受理もあわせて行うこととしております。また、ワンストップ行政サービスの観点から関係部と連携し、転入学手続や児童手当、福祉医療関係、国民健康保険、国民年金など、住民異動に関連する諸手続についても、市役所別館1階市民ホールにおいて受け付けするものです。

職員体制といたしましては、戸籍住民課は窓口係6名、戸籍係3名のほか、市民部管理職10名程度の計19名体制で対応したいと考えており、ワンストップ行政サービス関連では、保険年金課は管理職を含め6名のほか、福祉医療関係で福祉部管理職2名、転入学手続で教育部は2名の体制で市民ホールで対応する予定です。また、ホストコンピュータの管理、ボイラー等庁舎管理で総務部は管理職を含め4名体制で対応する予定です。なお、職員体制につきましては、来庁者の動向を踏まえ、臨機応変に対応したいと考えております。

市民への周知については、広報おたる3月号、4月号及び市のホームページに掲載し、新聞各社へ報道依頼するほか、本庁及び各サービスセンターにお知らせのポスターを掲出することとし、基本的には転出入とそれに関連す

る一部の窓口を開設するものであることや、住民基本台帳ネットワークシステムなどの国や道の情報を利用する事務や戸籍届時の内容を反映した写しの即日交付はできない旨、PRに努めているところであります。

委員長

「小樽市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について」

(福祉)介護保険課長

計画書に基づきまして報告させていただきます。計画書の1ページをお開きください。

最初に、策定の趣旨及び目的でございますが、この計画は法において3年ごとの見直しを行うこととされ、全計画の実績及び昨年6月成立の改正介護保険法を踏まえて策定されたものであります。

2ページから法改正の概要が記述されておりますが、まず2ページの予防重視型システムのイメージ図をごらんください。これまでの介護保険の給付は、右側の介護給付の流れで居宅介護支援事務所でマネジメントを実施してきましたが、軽度者に対しては新たに中央の網掛け部分にある新予防給付が導入され、要支援・要介護になるおそれのある高齢者には、地域支援事業の介護予防サービスを実施、この左二つの介護予防マネジメントを新たに設置する地域包括支援センターで実施するというものであります。

次に、3ページに地域密着型サービスについての記述がございます。これまで介護サービスはすべて都道府県の指定・監督の下に提供されてまいりましたが、要介護者の住みなれた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型の指定・監督権限が市町村に移譲され、六つの地域密着型サービスが始まります。

4ページには、地域包括支援センターの記述がございます。主な四つの機能として、先ほど予防重視型システムの方で説明をいたしました介護予防マネジメントに加えて、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントがあり、専門職として保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置されるものです。

なお、5ページにありますように、小樽市においては、地域ケアシステムの準備に時間を要することから、地域包括支援センターの設置と新予防給付の施行を平成19年1月まで延期することといたしますので、介護サービスの注意と対象はその下にあります表のとおりとなります。

施行日と対象者というのを右側の備考欄のところに書いてございますけれども、当面、平成18年4月1日の段階では、すべての方が今までと同じ種類のサービスを受けることができます。地域密着型サービスという左側の方に6種類のサービスが記載されておりますけれども、このうち認知症対応型通所介護、それから認知症対応型共同生活介護、この二つにつきましては、従前からあるサービスが市町村に権限がおりてきたもので、この部分についてはみなし指定で現在入所の方がそのまま、あるいは通所の方がそのままのサービスを受けられると。そのほか夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、特定施設介護老人福祉施設につきましては、現在のところ4月1日からすぐのサービスの適用はございません。そして、これらの方々が来年1月1日になりますと、地域包括支援センターが設置されることによって、新予防給付の開始がございます。これは1月1日を過ぎて認定の更新をされた、あるいは新たに認定を受けられた方から新しいサービスが適用されることとなります。サービスの中身につきましては、従前のサービスの冒頭に介護予防というものがついているというふうにお考えいただければ結構だと思います。

次に、6ページでございますけれども、法的根拠、それから計画期間の記載をさせていただきます。

7ページには策定の経緯、8ページに2種類の実態調査の概要の記載がございます。策定委員会につきましては、その7ページでございますように6回の開催をさせていただきます、議事内容につきましては、その右側の方にあるとおりでございます。最終回が18年2月28日に開催をされておりまして、本計画の成案について御承認をいただいたところでございます。実態調査につきましては、その8ページの2種類の調査、これをこの計画に盛り込んだところでございます。

9 ページからの第 2 章で計画の基本的な考え方を記述してございます。今回の制度改正においては、2015 年、平成 27 年の高齢者介護の姿を念頭に置いた検討が行われたため、計画の基本理念は平成 26 年度の目標として小樽市の総合計画の基本構想から、「誰もが住み慣れた地域で、自立して生活できる福祉社会の実現につとめるとともに、生涯にわたって健康で安心して暮らせるふれあいのまちをめざします」といたしました。また、計画目標である平成 20 年度の目標につきましては、前計画の基本的な政策目標でありました 3 点を挙げさせていただいております。

ページをめくっていただきまして、12 ページからの第 3 章では高齢化の現状と将来推計について記述しております。

ページをめくっていただきまして、17 ページをごらんいただきたいと思います。17 ページの表 3 の 11、小樽市の推計人口をごらんいただきたいと思いますけれども、人口推計にはさまざまな方法がありますけれども、本計画におきましては、厚生労働省からの指示によりまして、「コーホート要因法」によっております。65 歳以上の人口は平成 16 年に 3 万 8,189 人、高齢化率 26.2 パーセントであったものが、平成 20 年には 4 万 406 人、高齢化率 29.0 パーセント、平成 26 年には 4 万 3,790 人、33.5 パーセントと推計されております。また、要介護者の推計結果は表 3 の 12 で在宅の部分、表 3 の 13 で施設について記述してございます。

18 ページの 3 の 13 の表の中で、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームが平成 16 年度から平成 18 年度にかけて急増しておりますのは、本年 5 月に朝里川温泉に 72 床の特別養護老人ホームが新設されることを見込んだものであります。また、介護老人保健施設が平成 18 年度から平成 19 年度に向けて急増しているのは、望洋台 2 丁目に 19 年 4 月の予定でございますけれども、100 床の老人保健施設が新設されることを見込んだものでございます。介護療養型医療施設については、今回の医療制度改革で平成 23 年度での廃止の方向が示されておりますので、この計画におきましても、平成 26 年度でゼロ人と記載しておりますが、老人保健施設や有料老人ホームへの転換のための参酌基準あるいは補助事業について、次期の第 4 期介護保険事業計画において示されることとなります。

19 ページをお開きください。第 4 章では、新たに設定される日常生活圏域について記述しております。地域密着型や地域包括支援センターの設置とも関連しますけれども、高齢者が住みなれた地域で生活できるよう、その住民が日常生活を営んでいる地域、これを定めることとなりました。本市においては、総合計画の地区別発展方向における地区区分により 3 圏域を設定いたします。

ページをめくっていただきまして、21 ページの第 5 章では、高齢者保健福祉施策について記述しております。これまでは介護保険以外のサービスとしてまとめておりましたけれども、今回の制度改正で介護予防事業が地域支援事業に集約されておりますので、その概要とその環境づくりについて記載をさせていただきます。

次、24 ページでございます。第 6 章以降につきまして、介護保険対象サービスの現状と課題について、33 ページの第 7 章では見込み量と確保の方策について記述しております。

37 ページをお開きいただきたいと思います。37 ページに地域密着型サービスの見込み量を示してございます。これの 4 番目の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますけれども、一月当たりの利用者数を 18 年度で 573 人、19 年度で 609 人、平成 20 年度で 645 人と見込んでおりますが、3 月 1 日現在で市内の定員数が 500 人に達し、月末には 600 人を超える見込みでございますので、38 ページの上の方にございますように、介護保険法 78 条の 2 第 5 項の規定によりまして、平成 18 年度においてはグループホームの指定申請があっても小樽市は指定をいたしません。

39 ページに地域支援事業の記載がございます。現行 3 事業との関係がイメージ図にございますけれども、介護予防事業、そして包括的支援事業、任意事業についてその後詳しく記述してございます。

43 ページをお開きいただきたいと思います。地域包括支援センターについての記述でございます。冒頭で申し上げましたように、本市において地域ケアシステムの準備に時間を要することから、地域包括支援センターの設置と新予防給付の施行を平成 19 年 1 月まで延期することといたします。この施行延期については、条例事項とされてお

りますので、本議会に提出いたしました議案第47号介護保険条例の一部を改正する条例案附則第9条に規定をさせていただきますところでございます。

48ページをお開きいただきたいと思います。第8章で給付費の見込みと保険料、それから税制改正における激変緩和措置について記述をしてございます。48ページは平成18年から20年までのそれぞれ介護給付費の見込み、あるいは介護保険料の3年間での額、そしてそれぞれの負担額についての記述がございます。

49ページに介護保険料の基準額あるいは保険料年額の記載がございませけれども、これまで5段階だった保険料を現在の第1段階を二つに分けまして、第1段階、第2段階、それから現在の第5段階を二つに分けまして、第6段階、第7段階とさせていただいたところでございます。

50ページに税制改正による激変緩和措置、段階が2段階あるいは3段階上昇する、非課税から課税に変わる方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方々についての激変緩和措置の記述でございます。50ページの第9章につきましては、低所得者対策についてまとめまして、55ページの第10章につきまして、計画推進に向けた方策を記述しております。

委員長

「障害者自立支援法の施行について」

(福祉)地域福祉課長

障害者自立支援法の施行について報告いたします。

障害者福祉サービスにつきましては、平成15年度から導入した支援費制度で全国的には新たなサービスの利用が増えたことにより、サービス費用も増大し、さらに今後も利用者の増加が見込まれることから、国では制度的な安定的な維持を図る必要が出てまいりました。また、全国共通の利用のルールがない、地域におけるサービス提供体制が異なるなど、大きな地域格差が生じており、さらに精神障害者は支援費制度に入っていないなど、障害種別ごとにも大きなサービスの格差があり、制度的にもさまざまな不整合がありました。それらの課題の改善に向けて、障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されます。

この施行のポイントといたしましては、1、サービス提供主体を市町村に一元化し、障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供する。2、障害者が企業等で働けるよう、福祉側からも支援する。3、市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。4、支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続や基準の透明化、明確化を図る。5、障害者が福祉サービスや公費負担医療制度を利用した場合に、利用したサービスの量や医療費、所得に応じた公平な負担を求める。この場合、適切な経過措置や負担軽減策を設け、障害者の負担を軽減する。福祉サービスの費用については、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改めるというものであります。

現在、施行準備を進めており、1万2,000名を超える障害者の方々のデータベースの作成や実際にサービスを受けられる約1,200名の方のみなし認定や自己負担導入に伴う所得認定、減免認定作業の業務を行っているものであります。また、4月からは10月実施に向けた新しい障害程度区分認定のための認定調査員や判定審査会の準備も並行して進めているものであります。さらに、現行の施設体系、事業体系の見直しを行うこととなりますが、「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題へ対応するため、自立訓練や就労移行支援等の地域生活への移行に資する機能を強化するための事業を実施することになります。入所期間の長期化など本来の施設の機能と入所者の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系とし、新たに「生活介護」、「就労移行支援」、「就労継続支援」などが新たな事業体系に再編されます。

次に、生活支援事業であります。地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業について、地域生

活支援事業として法定化されました。市町村が取り組むべき事業としては、相談支援、コミュニケーション支援(手話通訳等)、日常生活用具の給付等、移動支援、地域活動支援などで10月からの実施が義務化されております。さらに「市町村及び都道府県は、障害福祉計画において、地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定める」とされていることから、各年度における障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、必要な見込み量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を内容とする計画を18年度中に策定することが義務づけられております。

委員長

「小樽市民生児童委員協議会事務局について」

(福祉)地域福祉課長

小樽市民生児童委員協議会事務局について報告いたします。

これまで、外郭団体等の事務局のあり方を検討してきた中で、小樽市民生児童委員協議会事務局につきましても、他都市の状況調査などを行い、検討をしてきたものであります。本市では小樽市民生児童委員協議会事務局を福祉部地域福祉課内に設置し、地域福祉課長が事務局長、書記には地域福祉係の係員が当たっておりましたが、他市の設置状況では当市同様に職員が事務局を実施しているもの、社会福祉協議会が事務局を務めるもの、民生児童委員協議会自体が運営するものなど、大きく三つの形態に分かれているところであります。小樽市も障害者自立支援法の施行で障害者計画及び障害福祉計画の策定など、地域福祉課内の業務が急激に増加することから、協議会と話し合いを進めてまいりましたが、平成18年4月1日から事務局を小樽市総合福祉センター4階へ移転し、独立させることにしたものであります。

なお、事務局体制につきましては、事務局長を小樽市社会福祉協議会事務局長が務め、市との緊密な連携を保つため、監事には地域福祉課長が当たるものとし、書記には新たに小樽市民生児童委員協議会として採用し、事務局として独立させることとしたものであります。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

(環境)管理課長

平成17年12月19日の厚生常任委員会以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告いたします。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会は2月10日に開催され、議案は平成18年度一般会計予算案、平成17年度一般会計補正予算案、監査委員及び公平委員会委員の選任同意議案の4件であり、いずれも可決・同意されております。

初めに、平成18年度一般会計予算の概要についてでございますが、歳出についてでございますが、議会費は定例会の議員報酬など72万5,000円、総務費は事務局職員の給与や事務管理経費など7,335万5,000円となっております。次に、衛生費の施設建設工事費であります。ごみ焼却施設建設費は工事管理等委託料や建設工事費、電力供給工事費負担金など21億8,185万円であり、リサイクルプラザ建設費は10億1,229万4,000円であり、公債費は16年度及び17年度の借入起債の利子と一時借入金利子で5,147万6,000円であり、

次に、歳入についてでございますが、分担金及び負担金は4億8,621万円であり、国庫支出金は補助対象となる事業費の4分の1が国庫補助金として交付されることとなり、焼却施設とリサイクルプラザ分を合わせて6億3,234万6,000円となっております。地方債は、起債の充当率が補助対象となる事業については90パーセント、単独事業となる部分は75パーセントで、焼却施設とリサイクルプラザ分合わせて22億210万円となっております。

以上の結果、歳入歳出とも合計は33億2,070万円でございます。

次に、分担金及び負担金の内訳についてでございますが、資料2枚目の平成18年度関係市町村負担金算出調書に

ありますように、管理費については均等割と人口割の比率に基づき算出し、施設建設事業費及び公債費については、計画処理量割により算出し、小樽市の負担金は 4 億 800 万円であります。

次に、平成 17 年度補正予算の概要についてであります。ごみ処理施設建設事業費に係る計量棟や外構等の分離発注工事及び電力供給工事費負担金が詳細設計の結果、変更があり、資料の 3 枚目にありますように、建設費に係る総額を焼却施設にあっては 51 億 8,853 万 3,000 円、リサイクルプラザにあっては 22 億 3,408 万 6,000 円に増額し、平成 18 年度の年割額を変更するものであります。なお、増額された電力供給工事費負担金については、北海道電力と協議中であると聞いております。

また、これら予算案のほかに任期満了に伴う監査委員及び公平委員会委員の選任同意案が提案され、同意されております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合事務局長の報告事項であります。工事進捗よく状況やごみ処理施設の管理・運営、さらには試運転時期などについて報告がされております。

初めに、建設工事の進捗よく状況であります。焼却施設及びリサイクルプラザの両施設とも、基礎工事を完成させ、鉄骨の組立て工事を進めているとのことあります。また、プラント関係であります。設備機器類の承諾申請図書審査をおおむね終了し、また設備機器類の搬入については、コンベヤ類、火格子、ボイラー本体、高速・低速破砕機など、既に 70 を超える設備機器が据えつけられたところあります。

次に、ごみ処理施設の管理・運営についてであります。1 点目として行政組織のスリム化を図ることが必要であり、経済的にも有利であるとの考えから、管理・運営は委託するとのことあります。2 点目は、焼却施設とリサイクルプラザの工場棟を一括で業務委託するとのことであり、これは焼却施設とリサイクルプラザは、電気、蒸気、温水、浄水をすべて焼却施設から供給されるなどの相互関連性があり、特にリサイクルプラザ工場棟は、夜間、土曜日、日曜日の場合、無人となる旨、地震や火災の緊急事態が発生した場合、24 時間稼働している焼却施設の担当者が即時に対応する必要があり、焼却施設の一括委託が合理的であるとしております。ただし、平成 18 年の試運転期間も含め、平成 19 年 4 月の供用開始に当たり、搬入ごみの内容確認や業者等への指導が不可欠ことから計量業務や搬入ごみの指導業務及びリサイクルプラザの工場棟業務の一部を委託業務範囲から除き、本市からの派遣職員を当分の間充てることとしております。また、委託業務受託者とは別に、北しりべし廃棄物処理広域連合として電気事業法及び廃棄物処理法上有資格者を配置する必要があり、さらに技術管理者には市からの派遣職員を充てることとしております。3 点目として、委託先は当該施設の工事請負業者である日立造船株式会社にするとしております。これは施工や性能保証の瑕疵担保を生かすことができ、また工事施工業者に委託することにより、事故などが生じた場合に施工業者の責任で補修工事などを行わせることなどができること、さらに自社製の設備機器や運転に精通した業者に運転操作を委託することが安全性の確保につながるためであるとしております。また、昨年実施した焼却施設の運営に関するアンケートでも、すべての自治体が性能保証や安全確保の観点から工事受入れ業者に委託しているとのことであり、これを参考にしたとのことあります。4 点目は委託内容について委託業務を運転操作のみとするか、電気、水道、燃料、薬剤などの用益費や補修費を含めるのか、敷地管理なども含めるのか、契約は単年度か複数年度かなど、今後さらに検討を進めるとしてあります。

次に、平成 18 年度の北しりべし廃棄物処理広域連合業務並びに供用開始に向けた焼却施設とリサイクルプラザの試運転についてであります。今後委託業務の詳細について検討を行い、試運転開始前に債務負担行為の議決を経て運転業務委託契約を締結したいとしてあります。また、試運転についてであります。焼却施設は 9 月中旬から設備機器ごとの運転調整を行い、11 月からごみを受け入れ、断続的に負荷運転を行った後、平成 19 年 2 月には引渡し性能試験を行い、性能が保証されていることを確認の上、引渡しを受けるとのことあります。また、リサイクルプラザも設備機器ごとの運転調整を行い、平成 19 年 1 月から資源物を種類ごとに受け入れ、負荷運転を行った後、選別、こん包、貯留のラインが正常に稼働することの性能試験を行い、性能が保証されていることを確認の上、引

渡しを受けるとのことです。

委員長

「市立小樽病院での小児科の入院患者受入れの休止、産科の休診及び病棟の再編について」

(樽病)総務課長

市立小樽病院での小児科の入院患者受入れの休止、産科の休診及び病棟の再編について報告いたします。

小樽病院の小児科の医師は、4月から現在勤務している常勤医2名が退職し、その後に平日の外来診療のみを担当する医師1名が赴任することになりました。その結果、夜間及び土・日・祝日の診療ができなくなることから、4月からは入院患者を受け入れることができなくなり、小児病棟を休棟せざるを得ないこととなりました。産科につきましては、小児科の診療が平日の外来診療のみの体制となり、夜間や土・日・祝日の小児科医の立会いを必要とする分べんや入院を必要とする出生時の対応に支障を来しますことから、4月から産科を休診することといたしました。なお、婦人科につきましては、これまでどおりの診療をいたします。

これまで当病院の小児科及び産科を利用されております患者様には御迷惑をおかけしますが、他の医療機関の協力をいただき連携を図ることにより、患者様への適切な対応をしてみたいと考えております。

次に、病棟の再編についてであります。本年1月に医療の質や患者のアメニティを高め医療資源を有効利用するため、院内環境の改善を図ることを目的に、病院職員で構成する院内環境改善委員会を立ち上げました。病院長から病棟の休床を含む再編や、外来部門の充実に係る拡張などが委員会に諮問され、このたび第1次答申がありましたので、これに基づき4月から病棟の再編を行うものであります。

内容は、先ほど説明したとおり、4月から小児科と産科の入院対応ができなくなりますので、主に小児科が使用しております3の3病棟を休棟いたします。また、病床を効率的に利用するため、4の1病棟を休棟することといたしました。このたびの病棟の再編に伴い、これ以外の病棟の病床数も見直すとともに、各診療科ごとの病床数についても病床利用率を反映させ見直しをいたしました。

なお、今回の病棟の再編に伴い、病床数は減少しますが、入院患者の受入れに支障を来すことはないと考えております。今後も患者様の立場に立って、院内環境の改善を引き続き図るとともに、効率的な病院経営に努めてまいりたいと考えております。

委員長

「市立小樽第二病院ボイラー室火災に係るその後の経過について」

(二病)事務局次長

昨年12月11日に発生しました市立小樽第二病院ボイラー室火災に係るその後の経過についてであります。今年1月に消防本部から出火原因はアスベスト除去工事のため、ボイラー上部の鋼板煙道伸縮部上側に敷かれたベニヤ材の低温着火であると判定されました。火災関連経費の総額は1,498万3,575円となりましたが、この判定を受け、工事請負業者はもとより、小樽市にも工事発注者責任があることから、負担割合について本市顧問弁護士の助言をいただきながら施設管理者である第二病院、工事発注者である建設部とともに請負業者と協議を行ってまいりました。2月24日に市有財産等評価委員会において小樽市の負担額が評価され、これを受けて2月27日に工事請負業者と示談書を締結いたしました。両者の負担につきましては、工事請負業者が962万9,450円、負担割合64.3パーセント、小樽市が535万4,125円、負担割合35.7パーセントであります。なお、市の過失分となる535万4,125円につきましては、全額火災保険の適用となり、小樽市の負担は全く生じないこととなります。また、本件に係る処分につきましては、工事請負業者が平成18年3月1日から3月31日までの1か月間指名停止となり、市の関係職員については3月末ごろに決定される見込みであります。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について順次、説明願います。

「議案第32号について」

(福祉) 高齢・福祉医療課長

議案第32号小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

これまで知的障害者援護施設の入所者につきましては、医療給付に係る公費負担の措置がされておりましたので、福祉医療助成制度の対象外としておりました。しかし、平成18年4月1日から施行される障害者自立支援法の施行に伴って、知的障害者援護施設の入所者の医療費給付に係る公費負担が廃止されることとなり、北海道においては知的障害者援護施設の入所者についても北海道医療給付事業の認定要件に該当する場合は対象者とするとしていくことから、小樽市においても同様に知的障害者援護施設における入所者については、福祉医療助成制度の認定要件に該当する場合に制度が活用できるよう、対象者の範囲を拡大するための条例の一部改正をするものであります。

なお、児童福祉施設の入所者の医療給付につきましては、平成18年9月末まで公費負担が継続されますので、今後の北海道医療給付事業における児童福祉施設の入所者の対象範囲等の拡大にあわせて、改めて小樽市福祉医療助成制度においても同様の対象者拡大のための条例の一部改正をいたしたいと考えております。

委員長

「議案第33号について」

(環境) 管理課長

議案第33号小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

これまで条例で浄化槽の保守点検業者に対する報告の徴収、立入検査及び虚偽の報告、立入検査の拒否などに対する罰則を規定しておりましたが、平成17年5月20日に浄化槽法の一部を改正する法律が公布され、同様の内容が浄化槽法に規定されたことから、小樽市浄化槽に関する条例第13条並びに第17条第4号及び第5号の規定を改正するものであります。

委員長

「議案第47号について」

(福祉) 介護保険課長

議案第47号小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

小樽市介護保険条例には、保険料率や審査会委員の定数が定められておりますが、先ほど報告をいたしました第3期介護保険事業計画に基づき、平成18年度から平成20年度までの保険料率及び介護保険法の一部改正に伴う新たな予防給付に係る規定を適用しない期間を平成18年12月31日までと定めるとともに、介護認定審査会の円滑な運営のため委員定数を変更するほか、所要の改正を行うものであります。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

この際、暫時、副委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

共産党。

北野委員

介護保険について

介護保険について伺いますが、最初に特別養護老人ホームの小樽市の総定員数と待機者数についてお聞かせください。

(福祉)介護保険課長

特別養護老人ホームの総定員数あるいは待機者数でございますけれども、現在、特別養護老人ホームの総定員は330名でございます。待機者につきましては、3施設で重複がございますけれども、延べで1,243名を数えてございます。先ほどの介護保険事業計画の中で説明申し上げましたけれども、本年の5月に朝里川温泉に72床の特別養護老人ホームが開設いたしますので、ここの部分が少し解消されるかと思えます。

北野委員

介護保険料の普通徴収の収納率が落ちてきていますが、ここ3か年の推移について、また、その原因について説明をしてください。

(福祉)介護保険課長

普通徴収についての収納率の推移でございますけれども、平成14年度から申し上げます。14年度が93.14パーセント、15年度が91.24パーセント、16年度が90.46パーセントでございます。この原因につきましては、平成15年から17年までの第2期の保険料が前期に比べまして上昇をしたことがあるかと思えます。

北野委員

平成18年度では予算で収納率98.5パーセントを見込んでおりますけれども、今の説明にあったように、前年に比べて大幅に収納率が高く見積もられているのですが、これは確保される見通しはあるのですか。

(福祉)介護保険課長

今回の制度改正で、今まで特別徴収ではなかった遺族年金あるいは障害年金について特別徴収の範囲に含められることになりましたので、その部分の収納率の上昇が見込まれております。

北野委員

未納者への給付は、小樽市としてどのように配慮されているか説明してください。

(福祉)介護保険課長

保険料の未納の方につきましては、いわゆる給付制限という制度がございます。法におきまして介護保険法の66条でございますけれども、1年以上の未納がある方について償還払い、要するにサービス事業者に一度10割を払って、後から申請によって9割を戻すということがございます。それから、法の67条で1年6か月以上の未納がある方について給付の一時差止めということがございます。それから、68条、69条については2号保険者についての規定でございますけれども、いずれも現在はこの規定を適用してございません。実務といたしましては、要介護認定の申請を受けたときに、その方に介護保険料の未納があるか否かを確認いたしまして、未納があったときに今後の納付計画といたしますか、それについての納付交渉をさせていただいて、その上で認定決定をさせていただくのが実情でございます。

北野委員

その時点で未納者に対する対応というのは、大変微妙なものがあると思うのです。その辺は今までトラブルは起きておりませんか。

(福祉)介護保険課長

そういう意味でのトラブルといたしますか、要するに保険料を払わなければ給付をしないという意味ではなくて、認定を受けていただいて、それが保険給付、いわゆる利用料をお支払いいただくときに、支払方法の変更等、そういうことが起きては困るという説明をして、当然一括払いができないことが多いですから、分割納付等の計画を立てていただいているのが実情でございます。

北野委員

この 4 月から介護保険料が値上げになりますが、激変緩和措置がとられていますが、いわゆる所得税や住民税に係る定率減税の廃止、事実上の増税とも相まって、利用料の負担割合、これが高くなるということは言えます。利用料の額が仮に変わらなくても、その方にとっての負担割合が重くなり、事実上、介護を受けたくても受けることができない、いわゆる給付抑制が起きるのではないかとということが心配されていますが、その対策はお持ちでしょうか。

(福祉)介護保険課長

今の激変緩和措置のほかに、小樽市としての独自減免あるいは今回 5 段階から 7 段階制に変えたことによって、従前の第 2 段階の中で合計所得金額が 80 万円以下の方々について、第 1 段階と同額の保険料率を適用するなどして低所得者の対策を講じているところでございます。また、高額介護サービス費等について保険料の段階区分が分かれたことによりまして、新第 2 段階の部分について第 1 段階と同じような高額のサービスを受けていただくことが可能になりました。

北野委員

この点について福祉部長に伺いますが、今後の推移によって、さらなる独自減免の拡大ということは検討すべきではないかと思うのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

福祉部長

今回の改正で、また大きく変わる部分もございます。当然、今後の推移を見ていかなければならないわけですが、いずれにしても介護保険制度は長期安定的な形で維持していかなければならない、こういう部分もございます。それらも含めて、できるできないは別として、私どもはいろいろな角度から従来検討してございますので、それらも含めて、また今後とも検討をしていくと、こういう立場は変わってございませんので御理解願います。

北野委員

小樽市の介護保険料が他都市に比べて高い理由については、予算特別委員会で説明がありましたし、その限りではそれを承知しています。

ところで、調整交付金はその性質からいって、小樽市に若干有利になっているのではないかと、若干ですよ。調整交付金は御承知のように、後期高齢者が多い市町村、また、1号被保険者の所得が低いところに配慮をされていると聞いているわけですが、これによってパーセントが上がっている分は1号被保険者の保険料がその分押さえられるということはわかります。だからといって、小樽の保険料が全国の市町村に比べて平均になるとは私は考えていません。調整交付金の配分について交付額、率の推移について述べてください。

(福祉)介護保険課長

ただいまお話のありましたとおり、調整交付金につきましては、後期高齢者の加入割合補正係数、それから所得段階別加入割合補正係数に本来の第 1 号被保険者の負担割合、18パーセントあるいは新しい料率でいきますと 19パーセント、これを掛けたもの、これを 5 パーセントを足した 24パーセントあるいは 23パーセントから引いて今の数字が出てきているわけでございます。その具体的な調整交付金の額の実績を申し上げます。平成 15 年度、交付割合が 6.25パーセント、調整交付金が 6 億 282 万 3,000 円、平成 16 年度、交付割合が 6.16パーセント、調整交付金が 6 億 2,629 万 2,000 円、平成 17 年度、交付割合が 6.38パーセント、調整交付金 6 億 9,954 万 2,000 円、平成 18 年度予算、交付割合 6.89パーセント、調整交付金額が 7 億 9,308 万 9,000 円でございます。平成 18 年度につきましては、予算等の資料の中で調整交付金の欄に 8 億 2,500 万円という数字が入っていると思うのですけれども、これは地域支援事業との関係で、保険料本体の方と合算した額になると 8 億 2,500 万円という額になります。実際のこれまでの調整交付金の額は 7 億 9,308 万 9,000 円でございます。

北野委員

私は計算機を持っていないので、介護保険課長に計算して答えてほしいのですが、調整交付金、国の基準 5 パーセントだとしたら、小樽市は平成 18 年度でいいですから、幾ら有利に交付されるの。

(福祉) 介護保険課長

今、電卓を持ってきていないのであれですが、2 パーセントを総額の 100 億円に掛けていただければいいわけですが。2 億円ぐらいの額かと思われます。

北野委員

次、包括的支援事業について、これは福祉部長かな。準備室を今回新年度から立ち上げると、そういうふうに説明を聞いているのですが、平成 18 年度の事業内容について具体的に説明していただけますか。

(福祉) 介護保険課長

包括的支援事業につきまして、地域支援事業総体の話とあわせてした方がよろしいと思いますので、先ほどごらんいただきました計画書の 4 ページ、地域包括支援センターのイメージというところをごらんいただきながら話をしたいと思います。要するに包括支援センターの事業として四つの機能があるということ为先ほど説明申し上げました。4 ページの下の方にあります介護予防マネジメントということですが、このうち一つは施行延期をされますので、実施されません。

それは、要支援 1、要支援 2 というふうに認定をされる方についての新予防給付のマネジメントが来年の 1 月まで実施はされませんが、介護予防事業、地域支援事業というのは、これまで老人保健事業の中で実施されてきた事業でございますけれども、このあたりの介護予防事業のマネジメント、これを準備室の方で実施をしていくこととなります。そして、要介護状態になること、あるいは要介護状態の悪化予防を図るということでございます。

そして、2 番目に総合相談・支援事業、これは社会福祉士あるいはケースワーカーが所管することになりますけれども、これまでも各所で実施をしております高齢者に対する住民の各種相談、こういう部分を制度の垣根にとらわれずに横断的、多面的に支援するというようになっておりますけれども、これを主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士という 3 職種がいることによって横断的に実施をしていく。準備室にはこの 3 職種を配置していくということで考えてございます。

それから、3 番目に権利擁護事業、これも社会福祉士が中心に対応することになりますけれども、これまで私どもの相談室あるいは高齢・福祉医療課の方で対応している部分でございますけれども、高齢者に対する虐待防止あるいは早期発見のための事業を行うということでもあります。

それと、4 番目に包括的継続的マネジメント、わかりにくい話なのですが、要するに居宅介護支援事務所のケアマネジャーに対する相談を受ける。ケアマネジャーの後方支援をするということで、これは主任ケアマネジャーを中心に実施をしていくということでございます。

北野委員

福祉除雪について

それでは次に、福祉除雪について伺いますが、もう雪もおさまっているようですから、平成 17 年度の実績状況について説明してください。また、前年度との対比についてもあわせて御説明ください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

福祉除雪の平成 17 年度の実績状況、それから 16 年度の実績状況を説明申し上げます。

まず、平成 17 年度、12 月、1 月、2 月の累計でございますけれども、実施世帯で 213 世帯、平成 16 年度につきましては、12 月、1 月、2 月の累計でいきますと 408 世帯、差し引きしますと、195 世帯の減ということでございます。それから、実施回数につきましては、平成 17 年度、12 月、1 月、2 月までの累計が 235 回、平成 16 年度につきましては 517 回ということで 282 回の減少となっております。

北野委員

実施された世帯数や実施回数、ともに大幅に落ち込んでいるのですが、これは 2 月まで屋根の雪おろしをしないということで頑張ってきたことが影響しているのですね。1 月いっぱいか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

先ほどちょっと説明が漏れましたけれども、一応 1 月 16 日から 27 日に市の職員による福祉除雪応援体制、それによって、これのほかに 76 件実施してございます。今申しましたように、当然屋根の雪おろしを実施しなかったという部分についても減少の要因の一つかとは思っております。

北野委員

これは高齢化率が引き続き高まることが予想されている小樽市においては大変重要な問題だと思うので、今後のこの福祉除雪の実施のあり方についてどのように進めていこうとしておられるか、福祉部長に伺います。

福祉部長

先ほど 1 月の除雪を減らしたかというようなお話でございます。基本的に申しますと、雪の降り方にもよりました、実際の状況を見ながら進めてございますので、例えば去年といたしましうか、12 月に多い年もございます。今年も 12 月に実際に福祉除雪を始めているケースもございます。そういう形で、実施状況についてはその年の降り方によって多少違う部分がございますし、平成 16 年度は高齢・福祉医療課長から話しましたように非常に多いわけですが、15 年度、14 年度は逆に少ないと。いろいろな年の降り方あるいは降る量、いろいろな形で状況が変わってまいりますので、ひとつ降り方によるということは御理解をいただきたいと思えます。

もともとこの事業でございまして、社会福祉協議会のボランティアの方々で始めた事業でございまして、それを小樽市が支援をするという形でずっと長い間立ち上がってまいりました。そういう中で、いろいろな経過を経ながら来たわけですが、ボランティアだけではなかなか難しいというような、回らないというようなこともございまして、そういう中で 1 社の委託あるいは 2 社、そして 3 社という形で現在あるわけです。そのほかに、実際にこの部分については、国の補助事業が導入されまして、市の事業でなければ補助導入が図れないということがございまして、4 分の 3 の補助導入を図るために、平成 14 年度から社会福祉協議会の事業を小樽市の事業にして社会福祉協議会に委託をしてきたと、こういう経緯があるわけでございます。そういう中で私どもは来たわけですが、17 年度から一般財源化されました。したがって、市の単費ということもございまして、ただ、いずれにしても私どもは市民の方々の安全というものが第一でございますので、当然その安全を第一に考えながら、この福祉除雪というものも考えていかないとならないというふうに思っているわけでございます。原則的には生活道路の確保という、これは全道の福祉除雪はほとんど屋根の雪おろしよりも生活道路の確保ということでございまして、私ども基本的に生活道路の確保とそれから危険な場所への対応、このことを原則にしながら進めていくと、こういうことで参りました。ただ、今年の大雪の際には大変雪の重さで危険な状況もあるというようなことで、緊急避難的な形で対応させていただきまして、今回も最終的には私ども福祉部と建設部とそれから防災担当という形で回りまして、緊急、その危険の度合いを見ながら、32 世帯の屋根の雪おろしをした経緯がございます。したがって、今後とも今年のような大雪の状況を見ながら、雪の状況を見ながら、当然取り組んでいかなければならないだろうというふうに思っております。

北野委員

次に、環境部に伺います。

資源物の収集と処理費の推移について

資源物の収集と処理費の推移については予算特別委員会に資料が提出されましたが、時間の関係で質問がなされませんでした。その資料の内容について説明をしてください。

(環境) 廃棄物対策課長

先日の予算特別委員会でお配りいたしました資源物収集量及び収集処理経費の推移の資料について説明いたします。

初めに、資源物収集量といたしましては、平成15年度決算では793.3トン、平成16年度決算では829.6トン、また平成18年度見込みにおいては8,672トン、さらに平成18年度予算では、平成17年度見込みと同量の収集量ということで推移を見ております。

次に、資源物収集経費でございますが、平成15年度と16年度は資源物の収集品目は6品目という中で説明させていただきますが、平成15年度は収集経費については968万5,000円、16年度は1,006万3,000円、平成17年度見込みでは1億1,704万6,000円、そして平成18年度予算では1億1,612万1,000円という状況になっております。さらに、資源物の処理経費については、平成15年度は2,048万6,000円、平成16年度は1,993万7,000円、平成17年度は7,317万7,000円、平成18年度は7,149万円、合計では平成15年度では3,017万1,000円、平成16年度では3,000万円、そして平成17年度決算見込みでは1億9,022万3,000円、そして平成18年度予算では1億8,761万1,000円という内容で推移するものと見ております。

北野委員

収集量が増えたこともありまして、処理経費が1億9,000万円もかかっていますが、この主な項目といたしますか、理由を説明してください。それとあわせて、今後の資源物の収集量、それから収集処理経費の見通しについても平成18年度で根拠の下に予算を計上していますから、その範囲で結構ですからお答えください。

(環境) 廃棄物対策課長

それでは、最初に1点目の御質問で理由についてでございますが、理由といたしましては、小樽市は資源物の品目を6品目から12品目と大幅に拡大したこと、それから資源物の種類、資源物の特性といたしますか、プラスチックとか、紙とか、いろいろな種類があります。そのような特性に応じて、パッカー車あるいは平ボディという形で収集体制をとり、また、さらにその車両台数が資源物の収集量に応じて多くなったこと、そのほかには資源物についてはごみとは違ひまして、ごみですと、ただ埋立て処理すればいいということになりますけれども、資源物は必ず中間処理をしなければならないということで、そのプラスチック関係の中間処理量が増加したことなどにより、1億9,000万円程度の決算見込みという形になってございます。

それから、今後の収集量、経費の見通しでございますが、予算特別委員会で配布いたしました資料の中で平成18年度の収集量、そして収集経費、処理経費を明示しておりますけれども、市民の方がかなりごみの分別等に協力していただいている中では7,680トン、それから北しりべし廃棄物処理広域連合がスタートするリサイクルプラザの供用開始に向けては、さらなる分別の協力がいただけるという予想の下、今後、恐らく平成21年度ぐらいになりますと約8,000トンを超えるのではないかといい見込みを立てておりますし、それに伴いまして、収集経費、処理経費につきましても比例する形で、それなりの車両体制、それからリサイクルプラザへの負担金等も含めて徐々に増加するのではないかといい見込んでおります。

北野委員

電気用品安全法に伴っての不法投棄対策について

次、電気用品安全法がこの4月から施行されますが、これが施行されれば、不法投棄が増えるのではないかといい懸念があります。この電気用品安全法にかかわる中心問題は経済所管ですからここでは聞きませんが、まず最初に、この4月から電気用品安全法の適用に関して環境部で心配されている事態はあるのかどうか。もしあれば、その対策はどうとられようとしているかを説明してください。

(環境) 間瀬主幹

まず最初に、電気用品安全法の完全施行に係る心配事項でございます。今の状態でいきますと、今年の4月から

電気冷蔵庫、電気洗濯機、テレビ、エアコンのほか、家庭電化製品など1,338品目が中古品の扱いにおいては通常の状態では販売できなくなることが言われております。

そういう中でひとつ懸念されますのは、家電の中古品を扱う販売業者等がこれらの適正な検査を受けずに不法投棄の量が増大することが懸念されるところであります。まず、これがこの電気用品安全法の施行によりまして、不法投棄が増えるのではないかと懸念があるということが1点目でございます。

次に、2点目の対策ということでございますけれども、まずこの不法投棄の対策につきましては、私どもは平成16年におきましては、不法投棄の監視を1台2人体制で行っておりましたが、17年、これらを強化いたしまして、2台の車両、4人のほかに主査を1人つけまして、合計5名体制で市内の要所要所の不法投棄の管理体制を強めてきたところでございます。ただいま北野委員の御指摘もありましたとおり、この電気用品安全法の4月からの完全施行に伴いまして、不法投棄の懸念されるおそれもありますけれども、私どもは4月以降、特に中古品家電が不法投棄されないよう、今まで以上に注意して監視をしてまいりたいと思っておりますし、また、警察などの取締り機関とも連携をとってまいりたいと、そのように考えてございます。

北野委員

今、間瀬主幹からそういう説明があったのですけれども、心配される点は何かといったら、中古家電製品を販売している会社がPSE、そのマークがつけられないということで不法投棄になるのではないかと心配をしているということがあったわけですから、そういう業界なり団体あるいは個別の業者に呼びかけを行うということが一番効果的でないかと、協力をいただくということで、当然その業者の人たちも常識があるはずですから、そういうことをしないと申すけれども、小樽市が心配しているのであれば、そういう手を打つことが必要でないかということなのです。

そこで平成15年、16年、17年は押さえているところまで、いわゆる家電4品目の不法投棄がされて、そのまま放置されていたので小樽市がやむを得ず撤去というか回収したと、この件数というか、これについてはどういうふうに移してきていますか。

(環境)間瀬主幹

家電4品目、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの、その合計台数でよろしいですか。

北野委員

ええ、結構です。

(環境)間瀬主幹

平成15年度にはこの4品目合計で516台が不法投棄されております。平成16年度では同じく家電4品目が494台、平成17年度4月から18年2月までの部分でございますが、その部分では383台という状況でございます。なお、383台はもう冬の期間に入っておりますので、これ以上大きく動くことはないと思っております。

北野委員

今、間瀬主幹の答えを聞いていたら、例えば家電4品目、平成15年度では516台不法投棄されていたというのだけれども、私が聞いたのは、不法投棄されていて、これは見つけた分全部撤去したから不法投棄というふうに認定して回収した数が一致しているという答弁なのですね。

(環境)間瀬主幹

はい。516台ということは発見し処理した台数でございます。

北野委員

だから、見つけられないでまだあるかもしれないと。こういう、今年で言えば380台ほどされているということなのですけれども、先ほど述べたように、そういう心配が法の施行によって起きるといふのであれば、そういう努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、ロシアなどへの中古家電を輸出していますけれども、これはこの法の規制の対象外になりますね。

(環境) 間瀬主幹

基本的には輸出は規制の対象外とはなるのでありますが、自分で保有しているものを輸出する分には対象外ですが、この仲介業者に販売業者が販売する場合は規制の対象となります。

北野委員

私も中古を扱っている業者のところを訪ねて話を聞いたら、ロシアの方へ輸出するのがあるから、小樽市では、これにかかわるトラブルというのはあまりないのではないかと、こういう見通しを述べていたのですが、環境部の押さえはどうか。

(環境) 間瀬主幹

現在、リサイクル業者は31件ほどございますが、先ほど言いましたとおり、それらの業者の方々が直接ルートを持っておりまして、輸出という手だてをできるのであればよろしいですが、今の状況ではなかなかそういう状況ではないと思いますので、仲介業者を通して、そこへいったん販売する形をとるのであれば、懸念される対象となるかと思えます。

北野委員

産業廃棄物等処分事業会計について

最後に、産業廃棄物等処分事業会計について伺いますが、このたび発表された財政再建推進プラン実施計画で、産業廃棄物等処分事業会計の経営状況の見通しが述べられていますけれども、リサイクル法の改正など、あるいは公共事業が減っているということで、今後あまり搬入の量が見込まれないと、こういうことが書いてあるわけですが、そういうことをそのまま推移していったとすれば、近い将来、一般会計に4億5,000万円貸しっ放しになっているわけですが、今年の予算も入れて、貸すことになるわけですが、逆に一般会計からの持ち出しとなる心配はないのかということを最初に伺います。

(環境) 管理課長

委員の御質問の公共工事の減少とか、あと循環型社会の形成に向けて各種リサイクル法が施行されている状況の中で、長期的には営業収支等は減少していくのだろうということは見込んでございまして、それに対しまして当然歳出の削減は出てくるわけでございまして、そういう中でも委託料が歳出の中では大きいわけなのですけれども、この部分、搬入量に従って委託料自体も減少してくる状況もございまして、経費の節減を図りながら、一般会計からの持ち入れのないように努めてまいりたいと考えてございます。

北野委員

採算ベースの搬入量は幾らなのか。今年の予算説明書でもしわかることがあれば、それに沿って説明してください。

(環境) 管理課長

採算ベースの考え方は、搬入量はどの辺の基準が採算ベースなのかということでございますけれども、基本的にどのぐらいの量が採算を分けるのかということは、申しわけないですけれども、推計しているところではございません。ただ、平成18年度の当初予算の単年度利益としましては、200万円ちょっとぐらいの利益になるかというふうに考えてございまして、そうなったときに逆を返していけば、今の搬入量自体くらいでもってとんとんぐらいなのかと。ただ、先ほど言いましたように、搬入量が減少したときに、歳出も一方で減少する部分がございますので、どんぴしゃとはならないのですが、大きなくくりとしては、平成18年度ぐらいの水準が採算を分けていくのかなというふうに考えているところでございます。

北野委員

最後ですが、この産業廃棄物等処分事業会計から一般会計へ貸し付けている4億5,000万円、これは今のところ産

業廃棄物等処分事業会計が困難に陥らない限り返してくれということと言わないということですか。

(環境)管理課長

実は、平成18年度に平成15年度に貸した部分の金額を一部返していただくということに、本来的には当初はなっていますけれども、ただその部分を一時的にちょっと棚上げしまして、それを来年に、これからそれぞれ私どもと財政課の方とでどういう形でやっていくのがベターなのかということと協議していきたいというふうに考えてございまして、とりあえず18年度分は繰上げといえますか、そういう形でしていくところでございます。

北野委員

ちょっと最後の方はよくわからないのだけれども、要するに償還計画については今のところは環境部としては持っていないということですね。

(環境)管理課長

償還計画は2年続きまして、後5年間でもって分割して元金を返していただくという償還計画は持っているわけでございます。ですから、平成15年度の貸した分は18年度に返していかなければならないのですけれども、その今回の部分は棚上げしまして、今後の部分について、それらも含めて財政課と協議したいというふうに思っていますところでございます。

北野委員

そうすると償還計画は立てていたけれども、一般会計の現状が現状だからとりあえずそれはやめて、もう一度話し合いをし直すということになっているということですね。わかりました。

副委員長

共産党の質疑を終結し、委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

委員長

質疑を自民党に移します。

---

吹田委員

まず、環境部の方に質問をさせていただきます。

焼却場・リサイクルプラザの進ちょく状況について

先ほども北しりべし廃棄物処理広域連合の報告をいただいたのですけれども、今のあちらの焼却の関係、リサイクルセンターの建設関係を進めておられるのですけれども、基本的には進ちょく状況を日程も含めてもう一度お聞きしたいと思います。

(環境)藤田主幹

先ほど環境部管理課長の方からも報告申し上げますけれども、建設工事の進ちょく状況でございますが、焼却施設、それからリサイクルプラザの両施設におきまして、基礎工事を完成させまして、現在鉄骨の組立て工事を進めているということでございます。

吹田委員

この完成等につきましては、当初の予定どおりですか。

(環境)藤田主幹

建物等につきましては、今年の10月ごろには当然完成いたします。それから、焼却場につきましては、11月から試運転を行っていききたい。それから、リサイクルプラザについては来年の1月をめどに試運転的なことをやっていると、そういった状況になってございます。

吹田委員

今の進ちょく状況につきましては、市民への周知等についてはどのような形でやっていますか。

(環境) 藤田主幹

前回の厚生常任委員会でも報告申し上げましたけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合の事務局でいろいろパソコンの中に自分たちのデータを入れたりしておりますし、そのほかに先月の2月ごろでございますが、広報おたるで市民周知を図ってございます。

吹田委員

お話を聞きますと、基本はインターネット等の関係でというのが中心になっているようでございますけれども、これにつきましても、インターネット、今大変中心になっていながら、小樽は特に高齢の方が多いですから、その中ではネットでというのはなかなか難しいのかと思うのですけれども、これにつきましても、できれば広報も含めて、また新聞等も記者の関係の皆さんに一応お願いいたしますと、それなりにそういう小樽のところだけの情報もありますので、そういうのを活用して大いにそういうのをやっていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(環境) 藤田主幹

市民の皆様にも周知を図っていく、これは大事なことだと思ってございますので、これからも機会あるごとに広報おたる等を通じまして、また、報道依頼等を通じまして、市民の周知を図っていくと、このように北しりべし廃棄物処理広域連合事務局にも伝えていきたいというふうに思っております。

吹田委員

そこをよろしくお願ひしたいと思います。

保育所の定員について

続きまして、保育所の関係で、平成18年4月1日で全体では定員が何人でスタートするのでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

平成18年4月1日の保育所の定員数につきましては、現在と変わりなく、公立保育所で615名、それから民間では900名の合わせて1,515名としております。

吹田委員

それでは、入所の申込み等もあるのですけれども、その中で4月1日現在のいろいろな制度の関係もあるのですけれども、入所可能人数、今卒園しますので、そういう中では全体数でどの程度の方々が入れる枠があるのかという部分でいかがでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

定員につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますけれども、3月1日の5歳児の入所児童数が現在公立、民間合わせて314名でございますので、全部が卒園するわけではないとは思いますが、このほか各歳児別の部分で親の都合等で退所される予定の者もおりますので、保育所につきましては、大体300程度あるかというふうに考えております。

吹田委員

そうしますと、今正確ないつでということになるとは思いますけれども、3月の恐らくある時点ではとらえているのだと思うのですけれども、今の新たに入所を希望される人数というのは、どの程度おられるのでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

新年度からの保育所入所の申請受付についてでありますけれども、今順次、作業を進めているところですが、申請受付については1月20日から2月6日までに利用者に呼びかけをしているところでございまして、2月10日の段階でいったん締め切った数字で説明したいと思います。新規申請とそれから既に入所されている方のうち、

新たに転所をしたいという希望の部分でございますけれども、これが121件ございます。それから、これまで入所申込みをしていながらなかなか入れないということでの待機者がございまして、これが1月19日までの申込みで76件、合わせて197件の新規入所というような形になります。

吹田委員

この受入れ可能数とそれから申込みの関係ということでございますけれども、こういうところにつきましては、申し込めた方々というのは、大体入所が可能なような感じでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

最終調整中ということで、話しますけれども、第1希望から第3希望ぐらいまでは申請時にお聞きしておりますけれども、どうしても地域的に集中する保育所がございますので、そういった中では御希望どおりに入れないというような状況もございますけれども、そういった中で現在手持ちの部分では10件程度第1希望の保育所を待ちたいというか待機したいという状況で、昨年の同時期に比べますと、昨年4月1日現在で把握した段階では28件ございましたけれども、約3分の1程度の待機というふうに考えてございます。

吹田委員

そうしますと、保育所を利用したいという方々は、大体第2希望、第3希望の中であっても利用は可能だということで見てもよろしいですね。わかりました。

一時保育事業について

続きまして、一時保育についてのことでお聞きしたいのですが、一時保育の利用状況というのは現在どのような形になっているのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

一時的保育事業の利用状況についてでございますけれども、毎月2か所ございます保育所から利用状況を報告いただいておりますので、それで申し上げますと、3月末の見込みで今延べ2,090人の利用というふうに見込んでいます。

吹田委員

大変利用者が、希望の方がおられるということでお聞きしているのですが、何か希望される方でもやはり地域的に結構遠くからの利用もあるとお聞きしているのですが、そういう中でももう少し地域的に利用しやすいようなことを今後考えていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

一時的保育事業につきましては、平成16年度にそれまで日赤保育所で1か所だったところから、入船のゆりかご保育園を1か所増やしまして、今2か所にしてございます。このため、16年度では延べ人数で1,500人程度だったものが、さらに今申し上げたような伸びを見せているところでございます。場所的なことをいいますと、遠くにいても利用しやすいところにあるのが望ましいというふうには考えてございますけれども、この2か所のほか、市内の認可外保育所におきましても、託児的な要素で一時お預かりをしているというような状況もございますので、そういった利用状況を把握した中で、どのような方向を考えたらいいのかということは、少し研究しなければならないかなというふうに思っております。

吹田委員

このことにつきましても、家庭の子育て支援というのはこれから大変重要なことだと思いますので、ぜひ新たな検討もお願いしたいと思います。

保育所の民間移譲について

続きまして、私なんかもよく言うのですが、公立施設の民間委託という、委託という形のはそろそろなくなって、今のような中央保育所のように完全に民間でやっていただくという感じになるのかと思うのですけれ

ども、この辺につきまして、具体的なことをやるためには、市としてその準備というのはどのような内容が必要なのかと思うのですが、いかがでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

保育所の民間委託ではなくて移譲に向けての市の準備ということかというふうに思いますけれども、今回、財政再建推進プランの中に保育所の民営化を検討していくというような位置づけをさせていただいたわけなのですが、これにおきましては、今後いろいろな研究をしていかなければいけないと思いますけれども、一つには利用者の利便、それも図った形でやっていく必要があるので、今具体的に申し上げる部分ではありませんで、申しわけないのですが、いろいろと研究してまいりたいというふうには思っております。

吹田委員

これについては、何年も皆さんの方でも検討されていると思うのですが、財政再建の関係、また利用者のいろいろなサービスの関係、いろいろなことを検討することが必要だと思っておりますので、ぜひその辺のところを内部でよく検討されまして、もう一歩前に進んでいただかないと難しいのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

グループホームについて

続きまして、今いろいろと新聞等で出ていましたもので、介護保険の関係なのですが、グループホームにつきまして、今、火災の問題があって、グループホームはこんな形なのかとか、札幌でちょっとした不祥事が出まして問題があるのですが、グループホーム、そもそもこの設置に当たってどのような法律的な部分があるのかということをお聞きしたいと思います。

(福祉)介護保険課長

先ほど介護保険事業計画の中で4月1日から私も保険者といいますが、市町村の指定監督権限の下に認知症対応型共同生活介護というサービスが始まるわけですが、実質上は現在北海道の所管になっている施設がそのままなし指定をされることとなります。その中で、今回1月の長崎県大村市での火災を受けて人員基準について、一昨日、3月14日付けで基準省令が出まして、その中でまず人員基準が改正になっております。それは何かといいますと、今まではいわゆる夜勤者というのは宿直だったわけなのですが、今度は寝ずの番といいますが、「宿直勤務を除く」という書き方になっておりますけれども、要するに寝ずの番が1人いなければいけないということです。今まで寝ていたから火事で死んでしまったということなのだと思いますけれども、そういう改正がございます。これはまず人員基準の方なのですが、もう一つは設備基準があるのですが、設備基準はもともとグループホームというのが建築基準法上は寄宿舍の扱いになっておりまして、例えば耐火構造でなければいけないとか、スプリンクラーをつけなければいけないとか、そういう設備基準はございません。同じ今地域密着の中で特定施設といいますが、有料老人ホームについては建築基準法で定める耐火構造あるいはそれに準ずるものでなければならず、スプリンクラーを設置しなければならないとかという規定があるのですが、もう既にグループホームというのは平成12年の介護保険が始まったときからあるわけですから、今そういう耐火構造とかスプリンクラーということにしますと、今までの施設がすべて既存不適格になってしまいますから、その部分の改正はなされておられません。設備に関する基準というのは93条にございますけれども、その中でせいぜい言っているのは、「居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他地上災害に際して必要な設備を設けるものとする」という程度の書き方でございます。

吹田委員

そうしますと、グループホームは利用される方にとっても、また、地域の中でもそういった介護の関係では大変大事な施設でございますから、こういうものにつきまして、先日テレビの何かのアンケートを見ますと、火災等が起きた場合、きちんと対応できるのが3割か4割程度だという話が出たのですが、今後そういう部分では市

の方で直接このグループホームはそういうものにかかわるわけですが、これにかかわって今後介護保険も含めてどのような形のことを今後進めていったら、そういうものについてのことがいいのか。例えば人的な問題を配置してそういうものに対応できるとか、または消防署への通報システムをきちんとつくるとか、そういういろいろなものがあると思うのですけれども、その辺についてどのような考えがあるのでしょうか。

(福祉)介護保険課長

大変申しわけないのですけれども、所管しておりませんので、消防設備についてはこれ以上のことは申し上げられないのですけれども、今回の改正の中で、地域密着型サービスの中で、このグループホームあるいは小規模多機能型居宅介護について、いわゆる運営推進会議というものを置きなさいと。地域の住民の方々の代表とか、あるいは行政機関、包括支援センターの職員とか、そういう会議を2か月に一度ぐらいの頻度で開催をして、その中の従業者あるいは管理者だけではなくて、地域に根差して地域の方が例えば外から見て何か異常があったら通報していただけるような、あるいは認知症の方々の認知症の度合いが進まないように、地域との交流あるいは家族との交流が進むような、そういうソフト的なことを今基準省令の中で新たに設けることになっております。それと、もう一つはグループホームの運営のサービスの質の向上の観点から、先日もうちの方でございましたけれども、今月末にグループホームの連絡協議会を立ち上げまして、当然これは事業者間で立ち上げていただいているわけですが、その中で研修とか、あるいは地域交流のためのシステムづくりといいますが、そういうものを進めているところでございます。

吹田委員

私の方は、状況を見ますと、やはりグループホームのそういった危険を考えると、人的配置の基準がちょっと低すぎるのかなという感じもしているのです。これは保険の関係もございまして、いろいろなこともございまして、そういう部分でももう少しそういう進んだ検討が必要なのではないかと思うのですけれども、基本的なこれからのそういう意味ではグループホームについては市の方で直接かかわるみたいですので、そこら辺のことについて今後の考え方についてひとつお願いしたいと思います。

(福祉)介護保険課長

確かにこの地域密着型で市に指定監督権限が移ったということで、今まで後志支庁が指定監督権限を持っていて、担当の方がほとんど1人で、この管内のグループホームだけではなくて、すべての居宅介護サービスを見るということはかなり無理がございました。それを今回市町村に権限をおろすということで、私どもは今年度から事業所指導担当主幹、保健師の主査、それと事務職員の3人を1チームにしまして、グループホームの実地指導を詰所と協力をしながら進めてきたところですが、やはり小樽市の中で、例えば入居者の御家族から連絡があったときに、迅速に対応できると、そういうような観点からはその苦情処理のことも含めて今まで立入り権限もなかったわけですが、それをもってこれを指導していく。それと、そういう人員基準についてのお話もございましたけれども、一つにはケアマネジメントはこれまで計画作成担当者が資格者である、いわゆる介護支援専門員であるという資格の必置がございましたけれども、その経過措置が切れましたから、この4月1日からは計画作成担当者が介護支援専門員でないということになりますと、その時点でもう人員基準に違反していることになりまして、そのあたりの集団指導に最初はなりますけれども、一度、市が集団指導を実施して、そのときの成果が個別指導の時にないときには、所定の手続によって指定を取り消してもらおうことを考えていかなければならないと思います。

吹田委員

グループホームにつきましては、利用される方がそういうふうになにかのことがあっても御本人が話をしてどうのこうのとならないわけですから、市とそのグループホームが、もっともっとよく連携しながら、グループホームのそういういろいろな意味で中身の向上に努めていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

国保について

続きまして、国保の関係なのですけれども、国保では今年の10月には高額医療の関係が若干変わるということでございまして、これについてはどのような形になりますか。

(市民) 保険年金課長

今おっしゃいました医療制度改革の部分につきましては、大きく分けまして三つの時期に分かれております。今年の4月からは診療報酬の改定がございまして、それが4月から始まると。10月からは今委員がおっしゃいました高額療養費の限度額が変わる。

お尋ねの高額療養費の限度額の関係なのですが、今一般なり上位所得者というのは、基本額があって、それから医療費からある程度一定額を引いて残りの1パーセントと、そういうふうな形で限度額が決まっている部分が、定額の部分とその医療費から一定の金額を引く、その部分の金額の変更がありますので、結果的に同じ部分ですと本人の負担というのですか、個々の部分が多くなると、そのような状況です。ただ、低所得者につきましては、そういうふうな形で据置き、そのようなこともされてございます。

吹田委員

ということは、基本的には階層的な部分もあると思いますけれども、所得が多い方々は確実に御本人の負担が増えるということでございます。それもまた、どの程度金額的には増えるのですか。

(市民) 保険年金課長

個人個人の部分は試算しておりませんので、ただそういうふうな形で変わるという情報が来ておりますので、今年度の当初予算の中では、その本人の負担が増える部分、私ども国保にとりましては医療費の給付費の部分が減ると、逆にそういうふうな形になっておりますので、その影響額の部分で答えたいと思います。

それで、高額の部分ですと、医療費の場合は一般と退職、共済とか厚生年金の会社とかを退職なさせて、そういうような厚生年金とかに入っている方の医療の部分で退職と、一般と退職とに分かれているのですが、その高額分、先ほども言いましたように、10月から変わりますもので、予算の中では6か月分しか見ていないのですが、6か月分としましては、一般の分で79万2,000円、そして、退職の分で77万6,000円、これが国保の医療費の給付費が下がると。逆に言いますと、その部分が利用者というのですか、病院にかかった方の負担が増える、そのような推計をして予算計上させていただいております。

吹田委員

医療費の関係については、本人負担がどんどん増えていくという感じでございますけれども、そういう中で、やはり私たちの方で一番心配するのは、負担が増えて、それに対応を皆さんができるのかどうかということなのですけれども、この辺について制度があるのですけれども、それにつきまして市として独自の何か減免的な部分というのは今後考えられるのでしょうか。

(市民) 保険年金課長

減免制度自体は、今、例えば保険料の法定減免なり独自減免、そしてあとは窓口の部分の、例えば災害等があった場合の一部負担金の減免、こういうふうな形の分の制度はございます。ただ、現時点の中で、やはり小樽市国民健康保険事業特別会計自体が累積赤字20数億円を抱えている状況の中ではなかなか新たな減免制度を制度化するのは難しいのではないかなと、そのような状況で考えてございます。

吹田委員

ぜひ、国保、医療の関係の割合が下がりましたから、その分だけ黒字になるかと思っていますので、そういう部分について少しでも市民なりに返していただきたいと思っていますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

成田委員

福祉除雪について

まず最初、福祉除雪の件でお伺いしたいと思います。予算特別委員会でもお伺いしたのですが、福祉部で福祉除雪したのが76件と聞いていたのですが、その中で窓あけとか、玄関前の除雪、道路確保などをしたと聞いているのですが、屋根の除雪はどのような形になっていましたでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

成田委員のおっしゃった中で、一応76件といいますのは、あくまでも1月末に市の職員が一斉にやって対応した福祉除雪応援体制ということでやった件数でございます。あと屋根の雪おろしにつきましては、基本的に福祉除雪ではなくて、緊急的に大雪対策の中で32件やったということでございます。

成田委員

それでは、屋根の雪をおろせなかった部分というのがあるのですか。除雪に行って屋根の雪をここはおろさなくてもいいという感じで、おろさないでそのまま除雪しなかったというところはあるのですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

あくまでも大雪対策の中で防災担当と、それから建築指導課と福祉部の三者で見に行きまして、危険かどうか、ある程度かなり積もっている、これはどうしても雪おろししなければならないという中では、当然やるべきものというか、セレクトしてやりましたし、当然ある程度積もっている部分で家にそれほど支障がないという部分については、特に実施していないというところもありました。

成田委員

わかりました。福祉除雪ですから、できるところから今やってこられたと言うから安心したのですが、屋根の雪を残されると、せっかく窓をあけてくれて、玄関をあけてくれて、屋根の雪がまた落ちてきたら、またふさがりするような状態になりますので、それをやっていただいて感謝している部分が多いと思います。また、この福祉除雪に行った家庭の隣接地に、隣接の方で空き家になっている状態で物すごく不安だったという、行ってそういう相談を受けたのはございませんか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

私が聞いたケースでは、1件、空き家でその隣が福祉除雪の登録者であったというケースは聞いていました。

成田委員

そういう場合は空き家は手をつけられないのですよね。空き家に対しては持ち主がいるから手をつけられない状況で、それは最終的にはどういうふうになりましたか。だれかやってくれましたか。

(福祉) 地域福祉課長

今のケースなのですが、たまたまパトロールに行ったのは私なものですから、私の方から説明します。そのお宅は2軒長屋で1軒左側のうちが空き家で、1軒が福祉住宅の該当者で80歳ぐらいの女性の方だったと思います。行きましたら、もう既に前日か前々日くらいに雪の重さで屋根が落ちてしまったということで、入居されていた方は無事だったのですが、空き家になっていた方が落ちていたという状況でした。貸家なものですから、大家がおりまして、落ちた雪についてはきれいに片づけてあったというような状況です。一般的な空き家の除雪ですけれども、福祉除雪といっても勝手にはできませんので、持ち主といいますか、家屋の持ち主等を探しまして、危ない状況ですよというような形で連絡をとって除雪していただくというような体制であります。

成田委員

その隣のうちは屋根が陥没していたのでしょうか、その福祉除雪を受けた家庭というのは、避難したのですか。避難しないでそこに住まわれていたのですか。

(福祉)地域福祉課長

実際先ほど言いましたように、私どもが見に行った段階では、もう大家が周りの雪をどけておりましたので、とりあえずは住まわれている方は被害を受けていなかったのも、住まわれておりましたけれども、当然片側の屋根が落ちていますし、まだ1月の末のことでしたので、それ以降、住宅については実は特定目的住宅等も申し込まれるようなことの話はしてまいりました。

成田委員

やはり今年は雪の量がかなり多かったものですから、こういう家庭というのは多かったと思います。福祉除雪をやってもらった方々は非常に喜んでおりました。

高齢者の生きがいづくりの支援体制について

また、質問を変えますけれども、介護保険の高齢者保健福祉計画の中で第10章の中に、高齢者の健康づくりと生きがいづくりの支援体制ということであるのですけれども、この生きがいづくりの支援体制というのは、どういう体制をつくっていくのか、お伺いしたいと思います。

(福祉)高齢・福祉医療課長

高齢者の生きがいづくりでございますけれども、今私どもでやっているのは、関与しているというのは老壮大学でございます。老壮大学とそれから老人クラブ、そういったものに対する支援ということで実施してございます。

成田委員

高齢者の方々の生きがいというのは、高齢者、大学と老人クラブにかかわっていなければ生きがいは見つけれないのかな。ほかに生きがいを持っている人というのはいると思うのです。老人クラブに入っていないくても、自分の生きがいは花づくりだとか、庭づくりだとか、畑づくりだとかそういう人たちの生きがいづくりというのはあると思うのですけれども、そういう支援の方法というのは何かあるのですか。

(福祉)高齢・福祉医療課長

老壮大学と老人クラブというのは、大きいと言ったら変ですけれども、代表して申し上げたところでございますけれども、例えばふれあいパスなんか当然一つの生きがいづくりの手段ということが言えるかなということで考えておりますけれども、あと生きがいづくり、今年産業会館で、「杜のひろば」ということでできるだけ民間の発想、そういう形でいろいろな取組をやっているという部分がございますので、そういった観点からも生きがいづくりを含めた支援をやっているという状況でございます。

それからもう一つ、必ずしもそれが結びつくかどうかは別としまして、地域住民グループの支援というのもやってございまして、これは各地域におきまして、介護予防に資する事業をやっていただく方に支援しているのですけれども、それにつきましても当然今されている方というのは、ある程度高齢の方もいらっしゃいますし、その中で地域に還元していくというか、そういう中での生きがいということで活動されている場合もございます。

成田委員

やはり高齢者、多種多様だと思うのです。元気な方もありますし、もうすぐ介護に手が届くというか、そういう人たちもおりますし、生きがいはいろいろ持っていると思うのです。生きがいを感ぜたいなというその人たちのニーズにこたえてやるためにも、いろいろな幅を持った生きがいづくりを提供していく必要があるのではないかなと思うのですけれども、間口を広げてやるような施策をつくっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

福祉部長

先ほど来、高齢・福祉医療課長の方から申し上げたのは、例示として申し上げているわけございまして、この健康づくりについては、私ども福祉部だけではなくて、保健所等もやってございまして、健康づくり大学ですとか、そういう形もございます。それから、当然去年は体育館、たまたま使えませんでしたので、ちょっと休んでいましたけれども、スポーツ大会、これは核になって運動していたところが老人クラブなのですけれども、呼びかけは全

市的に呼びかけをしています。それから、シルバーエイジ作品展とか、それぞれ皆さん地域でいろいろな手芸等をやっておられると、そういう方々の作品を展示したりとか、それからスポーツ教室で通っていただいて太極拳ですとか、いろいろな形でやっております。そういう意味では結構幅広くやっておられる部分もございますので、こちら辺のPRはいろいろな広報等を通じて、またやっていきたいというふうに思います。

成田委員

ぜひ生きがいを持たせた、高齢者に対して政策をつくっていただければと思っています。

市内の交通アクセス問題について

次に、前にも質問したのですが、築港地域への交通アクセス、臨港線を絡めた、前にもお願いしていたのですが、今どのような状況になっていますでしょうか。

(市民) 総合サービスセンター 所長

市内の交通アクセス問題につきましては、総合サービスセンターが所管しております。特に築港地区のこの交通アクセスにつきましては、企画政策室が窓口ということになっておりますので、私どもが把握している範囲で答えさせていただきますけれども、この築港地区への交通アクセスにつきましては、バス事業者といたしましては、利用に即した事業展開というものを考えていくと伺っておりますけれども、具体的な路線新設又は延長については、まだ示す段階ではございませんけれども、2月7日の北海道新聞の記事にありましたように、2月10日から19日まで雪あかりの路をやっておりますけれども、その臨時便といたしまして、最上、松ヶ枝、入船を経由して築港地区に、毎日6往復ですけれども、バスを走らせて、その利用者数を見極めるといようなことしております。この路線につきましては、ちょっと聞いたところでは利用者からの再開のお話が、希望等があったというふうに伺っております。今後、築港地区、マンション、道営住宅、それから新病院の問題ということで、新たな需要も見込まれるということから、いずれにいたしましても、利用状況をよく見極めまして検討を重ねていくものというぐあいに私どもは理解をしております。

成田委員

あそこに道営住宅とか民間のマンションが建ちますね。ある程度人口密度も上がってきます。それには交通アクセスというのは、市内に向かう交通アクセス、築港駅は隣接してありますけれども、バス路線というのは「ばるて築港」というのは道営住宅まで行ってないものですから、本線を乗り入れてもらうとか、何とかそういう方法を事業者の方へ要望していただければと、そう思っていますけれども、どうでしょうか。

(市民) 総合サービスセンター 所長

平成16年の第2回定例会でも成田委員から同じように築港地区のバス路線の延長、「ばるて築港」のところというお話がございまして、そのお話は私どももバス事業者の方にも伝えまして、当時もなかなかいろいろな状況を見極めないというような御返事だったのですが、今回こういう形でも検討は進んでいるというふうに伺っていますので、これからもなおバス事業者の方にはこのお話を伝えていきたいというふうに考えております。

成田委員

ぜひお願いいたします。

小樽病院の築港への移転について

それと、築港地区には小樽病院をという話が出ていますので、また小樽病院を築港地区に建てられると、また大変だという小樽市商店街振興組合連合会の方から何か要望書が上がっているようですけれども、その中でやはり、今、要望書のとおりやるようになった場合に、小樽病院として築港には行かない状態になったら、ますます遅れると思うのです。病院を建てるのが遅くなったら、病院に医師もいなくなれば、患者はどこに行ったらいいか。患者が当然小樽で治療を受けられなくなりますから、患者のためにも、ぜひ築港地区にいち早く設置をしていただきたいと思うのですが、いろいろな話が出ています。その中でやはり患者のことを思って、そして小樽の経

済を考えたときに、人口が流出しないように、また小樽に患者が残ってられるように、そういうためにも一日も早く小樽病院を設置していただきたいと思います。これについて何かコメントがあればありがたいと思いますが、どうでしょうか。

総務部参事

新病院のお話でございますけれども、私ども今築港地区に建設したいということで検討をしてきているわけですが、委員がおっしゃいましたように、理由としましては、市立病院の新築の要望が非常に強いということが一つありますし、それから、現状、先ほど病院の方からも医師確保等の関連で報告がありましたけれども、一つに待たなしの状況であるということ、それから現在ほかに適地がないということ、そういう中でやはりあそこの地区に建設したいというような方向性を持って検討していただいているというような状況です。今、委員がおっしゃいましたように、待たなしの状況といたしますのは、大きく分けて二つありますけれども、一つ目は、現在、市立小樽病院というのは確かに市内に、ほかに公的病院もありますし、専門性のある病院もあります。そういう中で総合的な診療機能を持った唯一の病院ということで、いろいろな病気を抱えて同時に治療をしなければならない患者もおりますし、あるいは放射線とか結核とか専門外来とか、市立病院でなければできない、ほかの病院ではできない部分というのを実際担ってきている。今、医師がなかなか確保できないという状況の中で、あるいは札幌の方に患者が流れている部分もあるのかもしれない。そういう中で小樽市民の病気は大体のものは小樽市内で診られるような、そういう体制というのが人口対策の面からも、住みよいまちという面からも必要だというふうに考えています。

そういう意味で、小樽市は札幌に近いということもありますし、市立病院という一つのブランドというのはいまだに非常に強いという中で、設置できれば医師確保は非常に容易だというようなお話も聞いていますので、一日も早くそういうビジョンといたしますか、道筋を示して、医師確保に努めなければならない。

もう一つは、財政的な問題でこれも非常に大きな問題で、このまま推移して建築のめどが立たないままいきますと、医師確保がますます難しくなるということがあります。今、両病院に分かれた非常に非効率的な中で、一般会計からも交付税に上乗せして5億円なりのお金をもらって運営しているわけですが、これがますますできなくなるという状況になります。今の小樽市の財政状況を考えますと、これ以上一般会計に負担をかけられない。そういう中ではやはり一日も早く効率的な病院を設置して、収支改善に努めていくことが必要だというふうに考えてございます。そういった意味で、緊急的な形ではあります。

委員長

自民党の質疑を終結し、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時08分

再開 午後 3 時30分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

高橋委員

報告事項にかかわって1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

土日開庁について

市民部の戸籍住民課の方で、土・日の開庁ということで大変結構なことだと思います。確認なのですが、先ほど

4月1日、2日、土・日を開庁するという事だったのですけれども、これは4月の二日だけなのですか。なぜ二日だけなのでしょう。

(市民) 戸籍住民課長

繁忙期は大体3月末と4月の第1週ぐらいがかなり件数的に多いのです。第2週目ぐらいになったらがたっと減るという状況になりますので、当初私どもで考えていたのは、4月1日を基点にして前後の土曜日ということで考えていたのですけれども、今年はたまたま1日、2日と土・日になりますので、そういった関係で今回については土・日二日連続で実施したいと、試行的にやりたいということです。

高橋委員

実は、入学式の前も結構込むのですよね。私、去年一番下の子供が高校に入学したものですから、そのときに住民票、それから戸籍謄本などをとるのに、みんな同じような人がその窓口に来て、非常に混雑していたものですから、できればそういった、その翌週若しくは入学式の前、そういうのもちょっと人数的に状況を見て判断してほしいなというふうに、これは要望なのですけれども、いかがですか。

(市民) 戸籍住民課長

今年は臨時的に試行するということなものですから、今年の状況を見て来年度以降どういった対応をするかというのは考えていかなければならないのかなというふうには考えています。

高橋委員

市民会館と市民センターのピアノの維持・管理について

市民会館と市民センターのピアノの維持・管理について質問をしていきます。まず、両館のピアノの台数とメーカーを教えてください。

(市民) 市民会館長

市民会館にはスタインウェイピアノ1台とヤマハピアノ1台、市民センターにはスタインウェイピアノ1台とカワイのグランドピアノが1台、4台ございます。

高橋委員

これはそれぞれいつ購入したものかわかりますか。

(市民) 市民会館長

市民会館のヤマハのピアノが平成7年です。それから、市民センターの方でございますけれども、カワイのピアノも平成7年でございます。市民会館のスタインウェイピアノについては当初から、昭和38年でございます。市民センターのスタインウェイピアノにつきましては平成6年でございます。

高橋委員

それで、条例で決まっていますが、それぞれの使用料を教えてください。

(市民) 市民会館長

1回ということで、私、今その資料持ってきていなかったものですから。1回1回ということで後で報告します。

高橋委員

私の方で資料があります。スタインウェイピアノが1回1万円、それからヤマハのピアノが6,000円、カワイのピアノが4,000円ということで決められています。両方とも同じです。なぜこう使用料に違いがあるのですか。

(市民) 市民会館長

使用料の違いでございまして、当初取得した価格にスタインウェイピアノは高いものですから、その辺のところを加味して計算されたものだと思います。

高橋委員

私も詳しくはないのですけれども、調べたらスタインウェイピアノというのは相当高いものですね。内容も非常

にいいということで、当然その値段の差があるのかなというふうに思います。ピアノの寿命というのは一般的には何年ぐらいですか。

(市民)市民会館長

市民会館のスタインウェイピアノはまだ使っていますので、43年たっていますので、その間に補修関係をやりました、ピアノの場合はフェルトハンマーを取り替えて長持ちさせることができるというようなことを聞いておりまして、何年という答えは私はわかりません。

高橋委員

物の本によりますと、大体人間と同じくらいというふうに書いてありましたので、大体70年とか80年、もつみたいですね。ただ、大事なのがやはり維持・管理だということを書いてあったものですから、それで伺いたいと思いました。空調管理が非常に大事だというふうにありましたので、温度と湿度、この関係はどういうふうに管理されているのか伺いたいと思います。

(市民)市民会館長

市民センターの方はピアノ庫というのがありまして、一定の温度、それから湿度が保つようになっています。それで、室温はたしか私が見たところ20度前後だと思いましたがけれども、湿度については見なかったのわかりませんが、あまり湿度があるとだめだということは知っております。非常にいい状態であります。ただ、市民会館の方は空調の方はあまりないものですから、一応ピアノ庫はありますけれども、そこに保管しております。

高橋委員

それで、問題になるのが維持・管理で大事なのが調律だというふうに言われています。市民会館ができてから、ピアノ搬入されていると思うのですがけれども、今まで調律というのはどういうふうにされてきましたか。

(市民)市民会館長

市の方の調律につきましては、スタインウェイピアノについては年に2回、それからヤマハについては年に4回カワイのピアノについては3回ということで、保守点検契約をそれぞれ代理店と結びまして、調律のほかハード部分を保守管理しまして、最良の状態で使用していただくことをしております。ただ、各演奏会ごとにピアニストあるいはスタジオの方が調律師を連れてくるのです。その関係がちょっとございます。

高橋委員

それでこの年間にかかる経費は、どのぐらいかかっているか。

(市民)市民会館長

平成16年度決算で市民会館では16万9,050円です。市民センターでは23万1,000円、17年度、今年の予算ですがけれども、市民会館が23万7,300円、市民センターの方は24万450円です。年2回から4回ということです。

高橋委員

今言われたように、演奏者によっては調律師を連れてくるというので伺いました。その調律師によっては相当調律のやり方というのですか、方法に差があって、ひどい人だと寿命を縮めるようなそういう調律をする人もいるというふうに伺っております。全国では約4,000人ぐらい調律をする方がいらっしゃるというふうに聞いていますけれども、小樽にも何かの演奏会のときに入ってきた方が結構、言葉が悪いですが、荒らしていくと。それをもとの戻すのに結構金額がかかったというような話を聞いたものですから、その辺はいかがかなと思ったので、経緯がわかれば教えてください。

(市民)市民会館長

調律師の関係の問題でございまして、問題のピアノになりましたのは市民センターの方のスタインウェイピアノでございまして、製造して13年になるものですから、フェルト関係でかなり消耗しているというようなことで、スタインウェイ本社東京に聞きましたところ、大体10年ぐらいで交換するというようなことなのです。かなり

消耗しているということがありましたものですから、だれがやったかれがやったということはわからないのですけれども、ただその辺のところがあったものですから、今年の 1 月にこのフェルトを交換しまして、音が出るようにしました。

高橋委員

それで、調律するに当たって、一定程度のルール若しくはマニュアルというものをつくって、だれがさわっても、極端に言えば、さわりすぎないといえますか、この範囲までとかという決め事みたいなものはやはり必要かなというふうに思うのですが、これについてはいかがですか。

(市民) 市民会館長

今の調律の関係でございますけれども、一応スタインウェイジャパン本社の方から、札幌、小樽の在住の調律師で、スタインウェイでもきちんと研修された方を推薦していただきまして、ピアノの管理の關係の要綱をつくりまして、限られた人にこれをやっていただくというようなことで、その辺、音なものですから主観的なものも入るものですから、その辺のところ、少ない人数で、そして北海道でもトップクラスの調律師にやっていただくというような管理体制をつくったところでございます。

高橋委員

いずれにしても、大事な財産ですので、壊されないようにしっかりとお願いしたいと思います。

次に、介護保険について質問をします。

地域包括支援センターについて

先ほど説明のありました計画についてですが、4 ページ、先ほど質問された方がいらっしゃいますけれども、地域包括支援センターのイメージというのがここに載っております。説明を聞いていると、どうもまだこの具体的なイメージが伝わってこないというか、細かいところが決まっていないので、なかなか説明しづらいのかなと思いますけれども、例えば現状のある介護支援センター、小樽市内に 5 か所ありますけれども、この介護支援センターとこの地域包括支援センターとのかかわり合い、兼ね合いというのはどういうふうになるのか、それを説明してください。

(福祉) 介護保険課長

在宅介護支援センターは高齢・福祉医療課長の所管でございますけれども、包括支援センターのお話でございますので、私の方から答えさせていただきます。

今の在宅介護支援センターというのは市内に 6 か所ございまして、ほとんどが居宅介護支援事務所との兼務状態で職員配置をしております。いわゆる地域型の在宅介護支援センターということで、ですから市民の方から見ると、そこが在宅介護支援センターなのか、ケアマネジャーの事務所なのか、デイサービスセンターなのかよくわからないというのが今の実態であると思います。ただ、これまで介護保険が始まる前から在宅介護支援センターというのは高齢者の相談の窓口であって、それぞれの高齢者福祉の施策についての相談をすとか、あるいは福祉用具とか、住宅改修についての相談、そういう窓口だったわけですが、当然今申し上げましたように、居宅介護支援事務所と介護サービスの事業所を併設しているわけですから、そこに相談に行ったら、そのデイサービスに行くに決まっているわけです。それが囲い込み、掘り起こしを生んでいるというのが厚生労働省の見方で、その部分を改善しようというのが今回の制度改正で、しかもその中重度の方々については、今までの介護サービスを受けていただく必要があるだろうと。けれども、軽度の方、要支援の方々、要介護 1 のの方々については、そこまでのサービスは必要ないのではないかと。逆に、そのサービスをしていることが、その方の要介護状態を重くしているのではないのかということがあって、不必要なサービスをケアマネジメントしないように民間から切り離したというのが今回の施策であります。ただ、民間から切り離して民間に委託をしたら、全く同じことにたぶんなると思うのですが、現状では多くの自治体が在宅介護支援センターに地域包括支援センターの委託をしていると。市町村直

営でもちろんやっているところもありますけれども、大多数は今の在宅介護支援センターあるいは医療法人が運営する新しいセンターに委託をするという形になっています。

委員が今どういうものなのかよくわからないというのは、実は私もよくわからないのです。というのは、今の予防重視型のシステムというのは、本当に機能するかどうかを検証されていないからです。要するに、今、国は制度で軽度者のマネジメントを 1 人のケアマネジャーで 8 人以上やってはいけないということを言ったわけですけれども、そんなにケアマネジャーの数はいないわけです。それでは、地域包括支援センターに資格がなくてもそこにいる人間がやっていいのかとなると、そうはいかない話なので、そのこととどうするのかという答えが全く今のところないわけです。8 人という制限がとれるのかとれないのかと、皆さんは期待したわけですけれども、今回の 3 月 14 日に出た省令の中では 8 人の制限というのはそのまま乗っかってきましたので、これはかなりめっちゃくちゃなことになると我々は予想しているわけです。さらに、その地域包括支援センターに置く職員の専門性についても、当初は絶対保健師でなければだめ、絶対社会福祉士でなければだめと言いながら、それに類するものであればいいというふうに変ってきていますので、どういうふうになるか全くわからない状況です。ですから、今これから 9 か月の間に今度は準備室で準備をしていくことになりますけれども、その中で何が必要で何をやればいいのか。実際に住民の方々はそんな包括支援センターがあるかどうかどうしようが、福祉部の窓口相談に来るわけですから、そういう意味では今福祉部の中に私どもと同じフロアに準備室を置いて、そこで今まで我々、相談に乗っている高齢・福祉医療課なり私どものスタッフが一緒に相談を聞きながら、その中で小樽市民の方々は何を介護保険、高齢者福祉に求めているのかと、そのニーズを分析した上でないとセンターなんてつくれるわけがないのです。国が絵をかきました。そのとおりにセンターを置きました。人を雇いました。金がかかりました。何もできませんでしたということになるに決まっていますから、それを準備するために 9 か月の期間を置いたということです。

高橋委員

要するに福祉部としての考え方を聞きたいのですが、今のお話ですと、今ある介護支援センター 6 か所ですか、これを地域包括支援センターに形的にはしたいと、第一義的にはそういう考え方でよろしいですか。

(福祉) 介護保険課長

これも相手のある話ですので、今の 6 か所というのはすべて社会福祉法人で特別養護老人ホームとか、病院とか、あるいはその他の介護サービスをやっていらっしゃるわけで、今回の制度改正で報酬が下がった法人ばかりなわけで、すべてが赤字基調になった。そこでもうかるのだったらというか、たくさんお金がもらえるのだったら地域包括支援センターをたぶんやりたいと思うのですけれども、いろいろな理由があってそんなにたくさんお金を払えないわけです。そのときに、果たしてその条件で社会福祉法人、今の在宅介護支援センター運営法人が委託を受けてくれるかどうか全くわからない。話はしていますけれども、その具体的な条件を今提示するに至っていないのが現状です。ほかのまちは、例えば札幌市の場合ですと、1 か所 4,400 万円払います、やりませんか、すぐやりますと言います。1,000 万円しか払えませんかと言ったらだれもやらないはずなのですけれども、そのところを有資格者をどこまで本当の有資格者にするか、保健師でなければいけないのか、看護師なのか、准看護師なのか、あるいは社会福祉士なのか、それに類するケースワーカーでもそれでいいのか、それがいつまで経過措置なのか、当分の間という言い方しかみんなしていませんから、たぶんずっといいのではないかという話もあるわけです。その中で主任ケアマネジャーの研修を無理やり受けた人を高給で雇ったけれども、今、制度が流れている中だから、それは受けていなくてもいいという話が今回経過措置でなりまして、非常に怒っていらっしゃる保険者あるいは地域包括支援センターがあるわけです。ですから、そのあたりを見ることができないと、小樽市として何をどうするか、これが明日 17 日に少し詳しい Q & A が出ますし、24 日にもそのあたりが出ます。それを見て、各市の状況を見て、それから各法人に、ところでちょっと落ち着いたけれどもどうでしょうかという話をするということになると思います。

高橋委員

そこもイメージとなっているので、介護保険課長のイメージだと思うのですが、地域包括支援センターの形があって、人員は何人で、大体予算としてはどのぐらいの予算を考えればいいのかというのはどうでしょうか。

(福祉)介護保険課長

制度的には3職種が保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士というのをワンセットにしていますから、3人ずつで小樽市の場合は圏域を三つに分けていますから3か所、9人でしょうか。標準的な1か所の年経費というのは大体2,500万円ぐらいだろうと言われていていますから、7,500万円ぐらいがかかってくるのだらうと思います。その中で行われることが何か、一番大きいのは今までやっていなかった特定高齢者把握ということだと思うのです。要するに今までの介護予防事業というのは、皆さん介護予防というのはあるのですけれどもやりませんと言ってやっているのが、ほとんどが今の事業です。例えば機能訓練事業にしても、健康総合大学にしても、そういうその人の状態がどうかということ判定してからやっている。要するに介護認定をしてからやっている介護サービスとは違って、本人の意思でそれをやりたいと思う方に来ていただいているのが今の介護予防なのですけれども、国の政策は、今の例えば健康診断とか要介護認定の判定、要介護の判定がつかなかった方、要するに介護の一步手前の方々を選んで、その方々に要介護状態にならないようなサービスを提供しましょうというのが特定高齢者の事業です。いわゆるハイリスクアプローチと言っていますが、それをマネジメントしていくと。それが介護予防事業の中のケアマネジメントの必要な部分なのですけれども、新予防給付とどこが違うのか、ちょっとよくわからない部分。新予防給付というのは要支援の状態に判定された方々については、ほとんど同じサービスをするわけです。運動機能の向上とか栄養改善とか口腔ケアとかということをするわけですが、それと同じようなことを地域支援事業の中の介護予防事業としてやる。そのマネジメントを地域包括支援センターで保健師が中心になってやっていくということになっています。それが、今まではケアマネジャーがケアマネジメントをしているわけですから、なぜ保健師がケアマネジメントをするのかよくわからない。もちろん保健師資格でケアマネジャーを持っている人間がやればそれはいいのでしょうけれども、それが必置になっていませんから、そのあたりが何をどう考えているのか、ちょっと私はわかりません。

高橋委員

介護保険課長の話を聞いていると、だんだん不安になってくるわけですが、本当に思ったイメージどおりの公正中立な立場からの支援センターが本当にできるのだろうかということなのですけれども、これはつくらなければならぬということではやっていると思うのですが、スケジュールから見ると、明年1月1日から新制度ということで始まるわけです。先ほど言われていた9か月間のその時間のスパンの中で、ではいつまでにこのイメージをある程度立ち上げて、ではその業者との打合せも含めて、具体的な形になるのはいつなのか、その辺はどのように考えていますか。

(福祉)介護保険課長

物理的に要介護認定、1月から新しい給付を提供するためには、11月には新しい認定を出さなければいけないということになりますので、新予防給付の介護認定をするのがその2か月前にできるようにやればいいためですから、2か月前までに包括支援センターのスタイルが決まっていればいということになると思います。今、現実に2月22日ぐらいに全国でブロック会議が開催されて、その上で各包括支援センターを細かい作業でやっていますから、2か月なくてやっているわけです。かなりタイトなスケジュールでやっているわけです。ですから1月にやるということは、12月の頭にはそういうまず包括支援センターが立ち上がる準備、それから新予防給付を提供する事業者が指定申請を北海道に上げる必要がある。そして、包括支援センターに対する人員配置を直営なのか委託なのかを含めて10月頭までには決めなければならぬだろうと思います。それについては、いわゆる市町村、保険者が勝手に決めていいのではなくて運営協議会をつくって、その運営協議会の同意を得ながら進めなければなりませんから、

それを 4 月には立ち上げなければならないと。4 月から半年間で情報共有をしながら、その中で今のような小樽市としての地域包括支援センターのあるべき姿を検討していただいて立ち上げていく。それが準備室の役目だと思います。

高橋委員

流れは大分わかりました。いずれにしても、もう少し具体的な内容をこれから詰めていくのだと思っています。

新予防給付について

もう一点、私ども新制度になって今の制度と何が違うのかとよく聞かれます。要するに相談する方の聞きたいことは、今まで受けてきたサービスを新しくなってもそのまま受けられるのかどうかという、わかりやすく言うと、その点なのです。サービスに 2 種類ありますから、居宅と施設に分けた場合に、居宅、それから施設とそれぞれの新制度になってからの影響、現在のサービスと比較してどういうふうになるのかを簡単に説明してください。

(福祉)介護保険課長

施設については、10月改正でホテルコスト個人負担になりましたので、それはそれでおしまいです。居宅の方ですけれども、一応指定権限が市町村と都道府県に分かれて密着型を私どもがやるようになった。サービスの中身は、多少報酬が変わったり、さっきのグループホームのように厳しくなって報酬が上がったりしている部分があります。逆に、報酬が上がったように見えて今までの加算分が包括された部分もあって、そこはあまり変わっていません。

問題なのは、今一番問い合わせがあるのは、訪問介護についてでございます。訪問介護の中でいわゆる生活援助という部分を、今の報酬改定の中で1時間以上いくらやっても同じ額しか払わないという報酬体系になりました。それが1時間以上何回も1日にやっていいのかどうか、その答えがまだ実は来ていません。国のQ & Aでその辺が、パブリックコメントは出ているのですけれども、それに対する答えがまだ明らかに出ていないのです。そのあたりを17日といいますが、明日か20日か24日かそのあたりに国からQ & Aが示されて、それからケアマネジャーが4月のプランをつくっていくという、これはちょっとケアマネジャーにとっては非常に致命的なスケジュールなのですけれども、大体20日には次の月のケアプランができていないと同意を得られませんから、ケアプランというのは当然利用者の同意を得て初めて重要事項の説明をして成り立つ話ですから、それがちょっと今、間に合わないような状況になってきています。それは、どこでだれが決めるのかというのは、Q & Aというか、要するに解釈通知が出ないと北海道に聞いても今どっちなのか言えない状況になっています。

あとは、新予防給付になると定額制になって要支援1の人、要支援2の人が使える通所介護あるいは訪問介護の回数なりその中身というのがある程度決まってきた、今までの介護給付の流れではなくなって、かなり薄くなるという方がいいのでしょうか、それとも、介助が過保護にならないという方がいいのでしょうか、そういう形のサービスになるだろうと思われま。ただ、それも新予防給付の具体的なプログラムというのが国からは文書では示されたのですけれども、実際のデイサービスでの介護予防通所介護というものの中身というのは、私はまだ見ていませんので、それはわかりません。

高橋委員

いずれにしても、共通しているのは、もう少し時間がたたないと具体的なものが見えてこないということだと思います。わかりました。

それで、お願いしたいのは、介護サービスを受けている方々、若しくは事業者の方も含めて実際どういうふうに変ったのかというのがわからないと、事業所の人に利用者が聞いても明確な答えが返ってこない。役所の人に聞いても明確な答えが返ってこないとなると、ではどうすればいいのという話になるので、ただ、経過措置として明年という形になりましたから、その間で何とか処理できるというのはありますけれども、できるだけその不安材料がないような形できちんと説明ができるようななるべく簡単なものをある程度見えたら、ぜひつくっていただきたいし、啓発もしていただきたい。これは要望ですけれども、いかがでしょうか。

(福祉)介護保険課長

まさに今、高橋委員のおっしゃったことが不安なので、1年遅らせた。1年が3か月前倒しになったということはありませんけれども、要するに今のスケジュールというのは非常にタイトで、すべてのことを事業者、あるいは利用者に伝えられる状況ではないわけです。私どもは、とりあえず4月に今小樽で変わる部分だけのパンフレットをつくりますけれども、当然10月ぐらいのタイミングでは、新しいサービス、新予防給付がどういうふうなサービスで始まるかというのは、今よりかなり正確な情報をお伝えできるはずですから、それに向かって事業者に対しても新予防給付の部分もやっってくださいとお願いをしなければいけませんし、それからいわゆる新予防給付を適用される方々のサービスはこういうふうになるのだとか、あるいは今、福祉用具あるいは住宅改修というのが事後承諾でいいわけですが、4月からは原則事前申請がないと介護保険が使えなくなります。そのあたりも含めて、広報なりパンフレットを皆さんにお伝えするようにしたいと思います。

高橋委員

ぜひよろしくをお願いします。

質問を変えます。

福祉住宅について

福祉住宅について、聞きたいと思います。

まず、特定目的住宅について簡単に説明してください。

(福祉)地域福祉課長

社会的弱者の方が住まいの部分で困っていらっしゃるという部分に福祉的に対応していくということで、一般の公営住宅もございますけれども、特に低所得、高齢、母子、障害の方を対象に、さらに福祉的な意味合いを強めて住宅提供をしているということでございます。

高橋委員

それで、先ほどの高齢者保健福祉計画の中に載っていて大変驚いているわけですが、老年人口の推移を見ましても、平成7年と平成17年、12ページに出ていますけれども、比較すると平成7年が約3万人、平成17年が9月現在ですが、3万8,000人強、約1.3倍にも増えていっているというのが一つあります。

それからもう一つ、驚いているのは14ページにありますけれども、世帯の推移ということで高齢者の単身世帯数が非常に増えていると、割合も物すごく増えているということです。これも平成7年は5,533世帯であったものが、平成17年には1万1,845世帯ということで、倍です。非常にこの単身世帯が増えているというのは気がかりなことです。実際に特定目的住宅の募集状況は、どういうふうになっているのかということを知りたいのですが、平成14年度にこの審査方法が変わったということを知りましたので、以前と今、どういうふうになったのか、それを教えてください。

(福祉)地域福祉課長

あきがあれば募集をして入居していただくという制度でやっておりましたけれども、平成11年度から登録制度に切り替えました。今、委員がおっしゃいましたように、さらに平成14年度からは広報紙を使った一般公募の形に変えていきました。

高橋委員

具体的に数字を聞きたいと思います。平成14年度から平成17年度まで各年度ごとに募集した戸数、応募者数、入居者数、もし率もわかれば。

(福祉)地域福祉課長

平成14年度、募集戸数が36戸、応募者数が346人、倍率としては10倍です。入居はこれ最終的には36戸入っていると思います。平成15年度、募集戸数が20戸、応募者が251人、倍率で12.6倍、平成16年度、募集戸数30戸、応募者が

424人、倍率で14.1倍、平成17年度、募集戸数38戸、応募者399人、倍率で10.5倍です。

高橋委員

平成14年度以降、全部10倍以上ということですね。非常に応募が多いのだけれども、物が無いという状況が続いているのかなというふうに思います。予算特別委員会で建設所管のときに聞きましたけれども、管理戸数が今小樽市内3,612戸ありますということでした。このうち実際に住めるのは約3,000戸ですという話だったのですが、このうち特定目的住宅として決められている戸数というのは何戸でしょうか。

(福祉)地域福祉課長

今お話のありました市営住宅全体の管理戸数は3,612戸であります。特定目的住宅の部分でいいますと、これが内数になりますけれども、1,027戸、政策空き家等、実際住めないというか、入居を募集していないところが310戸ありますので、実際に入居可能は717戸です。

高橋委員

再生マスタープランのとき、若しくは住宅マスタープランのときも伺ったのですが、特定目的住宅については住宅施策の中で約3割は確保しますという、そういう答弁でありました。実際、伺ったところ、この前聞いたら、実際住めるのは3,000戸、特定目的住宅、今聞いたら実際に入れるのが717戸ということですね。ですから、建設部で考えている特定目的住宅に割当てというか、3割だという数字には実際にはなっていないということになるのかと思います。福祉部として、その福祉住宅、施策としてやっているわけですが、この毎年10倍続いているということと、それから戸数が足りないという、これについてはどのように考えておりますか。

(福祉)地域福祉課長

今、委員の方から御説明がございましたけれども、平成14年の見直し以降、管理戸数の3割程度を確保しながらということで、実際2,900戸に対して717戸ということですから、25パーセント強くらいということで、3割よりちょっと欠けているというのが実態です。あとはこの時点でも示されておりますけれども、特定目的住宅の設置されていなかった新光B・Cとか、桜A、真栄改良、稲穂改良、これにつきましては、あきが出た段階では特定目的住宅の方に組み入れていただくという施策的なことをやっていますので、福祉部も14年のときの話ですけれども、3割を目指すという方向性でやっています。それから、新築の部分も今オタモイなんかもそうですけれども、車いすとか、バリアフリーの住居整備もやっておりますので、方向性としてはそういう方向で考えていただいているというふうに思っています。

高橋委員

建設部と福祉部とこの住宅の施策についてどういうふうに打合せを毎年やられているのでしょうか。

福祉部長

基本的には住宅政策でございますので、予算を含めて私どもの建設サイドの事業という形になるわけですが、入居を含めて私どもが関係し、そしてまた、そこに要望していくという形になってございまして、住宅審議会なんかにも建設部と私ども一緒に入っております。それで、先ほど来、地域福祉課長の方から話しましたように、平成14年の住宅審議会の中で、特定目的住宅をおおむね30パーセント程度の水準に持っていかうと、これが目標でございます。そういう中で新しいところについては大体そういう形になっているわけですが、従来からずっと特定目的住宅のない時代からの住宅があるわけです。それについては、今、地域福祉課長から話しましたとおり、あきが出次第、随時その3割に向けて変えていくという形で、目標に向かってずっとそこら辺の3割水準に近づいてきているというふうに思っております。建設部に対して私どもは、そういうことでこれからも充実に向けて着実に進めていくと、こういう形で話し合いをしているわけです。

高橋委員

先ほど申しましたけれども、高齢化社会をこれから迎える。しかも単身世帯が多い。この前相談を受けました

けれども、民間の借家に入っている方、非常に先ほど福祉除雪もありましたけれども、高齢で単身の方が多。大家も高齢でもう建てられないからといって出ていってこれというケースが増えてきているわけです。そうになると、非常に新しいところを探すというのはハードルが高い。市営住宅に入りたくてもこういう倍率ですから入れないということを考えれば、需要と供給のバランスがどうなのかということやはり検討しなければならない時期に入ってきたのかなと私は実は思っております。その辺をこの応募している方々の中身、数字の中身をもう少し丁寧に調べていただきたいとか、データ整理をしていただきたい。本当にその30パーセントでいいのかどうかという議論も、どうも福祉部が遠慮しているのではないかと私は思うのです。ですから、積極的にそういう打合せを建設部としてほしいですし、市長ともやってほしいというふうに思っています。最後、福祉部長をお願いします。

福祉部長

高齢者の方々の住宅の関係につきまして、必ずしも市営住宅ばかりではございませんので、例えば福祉系の中でやっております支援ハウスとか、あるいはケアハウス、そういう部分でいろいろな住宅経営の要素、こういうものも取り組みながら、バランスよくやっていかなければならないのかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、高齢者が安心して住める住宅というのは大事でございますので、これからも建設部と十分協議しながら、そこら辺も含めて検討していきたいというふうに思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

-----  
大橋委員

グループホームの虐待問題について

まず、先ほどからグループホームについての質疑が行われていますので、関連してちょっとお尋ねいたします。札幌の虐待疑惑のある「いちわ」に関してですが、札幌の出来事とは言いながら、札幌の病院とかで何かあったりしますと、今は小樽の市民もかなり札幌の施設にいろいろ入っています。今回の「いちわ」については小樽の市民が入居していたのかどうか、それはどうでしょうか。

(福祉)介護保険課長

札幌市手稲区のグループホーム「いちわ」でございますけれども、小樽市民が3人入居しております。

大橋委員

これは、まだ処分は決まらないとは言いながら、サービス事業者の指定取消しになる見込みであるというような新聞報道になっています。それで、転居受入れの相談に、札幌市が窓口になるということで新聞報道で出ていますけれども、これは小樽市民のその3人の部分も、立場的には小樽市が乗り出すのではなくて、札幌市の結局そちらの窓口に残して、小樽に相談が来たら小樽も相談に乗ると、そういう形になるのでしょうか。

(福祉)介護保険課長

私ども保険者として小樽市の給付でその3人の方に御利用をいただいているわけですから、私どもが保険者として来週「いちわ」に伺いましてお話を伺って、4月1日を越えますと、もしこのままみなし指定になれば小樽市の方が3名いれば、小樽市の指定認知症共同生活介護になってしまうのです。そういう指定はしたくありませんので、早く退去をしていただいて、小樽市の共同生活介護に入るべくやっております。

大橋委員

かなり早く動いていらっしゃるなと思って今お聞きしました。これは一般論として、こういう虐待とかそういうようなことがグループホームで行われる場合、一般論で聞きますけれども、発見するというのは告発されることによって発見されるのか、それともグループホームの実態とか、そういうようなのを査察といいますか、そういう形で回っているうちに聞こえてくるものなのか、どうなのでしょう。

(福祉)介護保険課長

グループホームについては、北海道内では取消しの事例がまだございませんので、ほかの事例で申し上げますけれども、例えば医療法あるいは健康保険法で所管をされている施設とか、そういうところの不正請求なり、あるいは不適正な請求というのは、ほとんど内部告発によって明らかになっております。

大橋委員

それでは、質問を変えます。

市民部にお伺いします。

ロビーのコピー機設置について

市民部の1階のロビーですけれども、あそこに有料コピー機を置けないかどうかというテーマなのですが、視察に行きますと、待合所といいますか、ロビーに有料のコピー機が置いてある市があります。それで便利だなと思って見ていたのですけれども、先日、旅券を、週に何回か窓口でやっていますけれども、そこに来ている人がそのコピーを自分の手に置いて、それで子供のところにパスポートを送ってやらなければならないというような、そんな話でコピー機を探してしまして、たまたまその人が私の知り合いだったものですから、コピー機はないでしょうかということ、それで私の方の部屋のあれでコピーさせたのですけれども、そういう部分でコピー機についてどんなふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

(市民)戸籍住民課長

私どもの窓口でもたまにお客様からコピー機はないですかというふうに尋ねられて、私どもの窓口では、図書館とあと最寄りのコンビニということで、お客様にはそういう対応をしています。ただ、相談コーナーでもそういった御要望があったり、今パスポート、市が水曜日にやっていますけれども、そういったところでも要望があって、私どもは、総務課とそういった面でちょっと協議はさせてもらっているのです。総務課の方でもそういった要望について今後検討したいということなのですけれども、実際、図書館で今コピーを有料でやっているのですけれども、かなり利用頻度はあるのですけれども、やはり市の持ち出し部分が結構あるということで、たまたま戸籍住民課の前にそういったスペースに置いて、全庁的にそういったお客様の要望があるものですから、これについては総務課と協議して、要するにほかの有料のコピー機を設置してできるのか、また、既存のコピー機を使って料金を取ってやるのかとか、そういったものも含めて協議をしてみたいというふうに思います。

大橋委員

需要がどういふふうにあるのか、それから他都市の場合にどういふふう処理されているのか、その辺を研究していただきたいと思います。

環境部の方に質問を変えます。

廃プラ関係の収集関係について

いわゆる廃プラ、ペットボトル関係の収集の問題ですが、年間の収集量は幾らになっていますか。

(環境)廃棄物対策課長

廃プラ関係の年間の収集量についてでございますが、ペットボトルにつきましては、ちょっと数字を丸めておりますけれども300トン、プラスチック製容器包装については1,700トン、合わせて2,000トン程度を平成17年度の見込みで考えております。

大橋委員

ペットボトルとか廃プラとか、そういうのは貴重な収入源という形になってくるのですが、札幌と小樽のやり方が違うということが指摘されていまして、札幌は競争入札なのだけれども、小樽は違うと。それで競争入札の方が値段がどんどん高くなって、小樽は損するのではないのというような指摘も受けたのですが、要するに札幌と小樽の制度の違いというものについて説明をいただきたいのですが。

(環境) 廃棄物対策課長

プラスチック関係の処理の制度の相違についてでございますけれども、小樽市につきましては、独自処理ということで小樽市と市内の民間業者と委託契約という中で処理をしていただいております。また、札幌市においては、国が指定する方法、容器包装リサイクル協会というところがございますけれども、そちらの方で一括して入札を行います。そのような中、落札した業者が今回札幌のところのプラスチックを処理するという形になってございます。

大橋委員

小樽が独自委託制度を選択していたのには、それなりの理由があると思うのですが、それはどういうことなのでしょう。

(環境) 廃棄物対策課長

小樽市の独自ルートとの関係でございますけれども、今、北しりべし廃棄物処理広域連合で建設中のリサイクルプラザがまだ今完成しておりません。完成する平成19年度以降においては、札幌市と同じような処理を予定しております。また、現在、独自ルートということで固形燃料化ということでリサイクルしておりますけれども、18年度に向けては札幌市と同じような取扱いの方向で今考えております。

大橋委員

容器リサイクル法の精神からいいますと、優先すべきは製品化であり、次が油化であり、固形燃料というのはラック的には一番下に来る。資源の使い方においてロスがあるということになると思うのですが、今、小樽もそういう方向に行くということでお聞きしましたのでまずいいのですが、今、余市レミコン、小樽の清水鋼機がやっておりますけれども、あそこが札幌から出る廃プラ1万トンのうち1,300トン进行处理しています。それで、清水鋼機が今度、太陽米菓のところに工場をつくるといううわさを聞きましたけれども、それについて知っていることを教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

清水鋼機のリサイクル工場との関係でございますけれども、私も清水鋼機といろいろな形でリサイクルについて打合せをさせていただいた経過があります。そのような中、オタモイのところに余市にあります工場と同じようなものを建設予定しているということでは聞いております。

大橋委員

小樽市内にそういう工場ができるということは非常に心強いのですが、問題は、小樽のリサイクルプラザの品物が独自ルートであれば全部清水鋼機に回すこともあり得るのでしょうかけれども、なかなかそうはいかないのかなというふうに思うのですが、その辺の矛盾についてはどうなのでしょう。

(環境) 廃棄物対策課長

清水鋼機と小樽市の処理独自ルートとの関係でございますけれども、現在、小樽市としてはプラザが完成していない中、やむを得ず独自ルートで処理をしているという状況でございます。清水鋼機は、小樽の有数の企業でございますので、いろいろ打合せをさせていただいたのですが、小樽市としては、地元でありますし、清水鋼機がうまく入札で落札して小樽市のを処理していただければというふうな期待をしておりました。実際なかなかその辺は企業の中でいろいろ事情があるかと思しますので、今回は札幌の部分で落札して処理することになりましたけれども、プラスチックの処理ということでは、今後、小樽市から出るプラスチックの関係でお互いに協力といいますか、小樽市で何かお願いしたいこと、あるいは清水鋼機で市の方にいろいろな相談を持ちかける場合もございますので、その辺を協議しながら進めてまいりたいと思っております。

大橋委員

それから、リサイクルプラザ完成後、競争入札をして市の方に収入があるわけですが、リサイクルプラザの場合は小樽の分だけではなくて、ほかの町村の分も来ますよね。そうすると、入札して収入があった分というの

は、これは各町村にも配分するのか、それとも一括して別の処理の仕方にしていくのか、どうなのでしょう。

(環境) 廃棄物対策課長

リサイクルプラザの関係でございますけれども、リサイクルプラザは小樽市単独の資源物を処理するところでございます。5 町村の部分は入ってこないという状況で、まずお知らせさせていただきます。リサイクルプラザにいったん入りますと、その資源物については北しりべし廃棄物処理広域連合で有価、例えば商品として売れるものについては北しりべし廃棄物処理広域連合でそれを売払いしていただくと、そういうことで今考えております。

大橋委員

はい、よくわかりました。

同じく環境部で質問を変えます。

旧廃棄物最終処分場の現状について

塩谷・伍助沢の旧廃棄物最終処分場についてお尋ねいたします。あれは、閉鎖中の施設であるという認識を持っていました。ところが、今年の冬期間、非常に車の出入りも活発でありますし、完全に除雪されています。小樽市内がバスがすれ違えなくて大変困っているような状態のときでも、トラックがすれ違えるだけ完全に除雪されていて、かなり重要な施設で何かが起きているのではないかなという感じがしていたのですが、現在あそこの旧廃棄物最終処分場の中でどんなことが行われ、どういうふうな状態になっているのか教えてください。

(環境) 藤田主幹

伍助沢の旧廃棄物最終処分場でございます。この旧廃棄物最終処分場につきましては、昭和53年から埋立てを稼働しておりまして、平成12年6月に埋立てが終わっております。ただ、埋立ては終了しておりますけれども、実際には排水処理施設が稼働してございまして、これで水の処理がまだ終わらないという状況がございますので、そのためにも毎月1回必ず水の検査をいたしますので、そのために除雪をして車が稼働できるような形になってございます。

それと、あと大きなトラックとかが入ってきているというお話でございますけれども、これは北しりべし廃棄物処理広域連合が今当然焼却場とかりサイクルプラザをつくってございまして、その部材といいますが、鉄骨材、その一部を仮置きしていることがございます。そこから必要に応じて伍助沢のところから桃内の建築現場まで運ぶということがございまして、そういった仮置きの関係もございまして、かなり大きなトラックが入ることがございます。

大橋委員

それから、あそこに大きなシャッターがあって、建物があるわけですが、何か電動シャッターを修理したという話もありますし、それから、その中に物が入っている、倉庫がわりに使っているということがありますが、何が入っているのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

旧廃棄物最終処分場における倉庫の関係でございますけれども、倉庫の中には市民の皆様から排出されて市で収集した瓶、無価物の瓶が入ってございまして、その瓶はストックヤードとして利用します。そして、先ほど車両の関係のお話もございましたが、その瓶につきましては、ある一定たまりますと10トン車でその瓶を回収に来るという流れになっております。

大橋委員

わかりました。

それで、これは私が確認したわけではないのですが、以前そこの倉庫に民間企業所有のペットボトルとか廃プラみたいなものを入れていたのではないかと指摘もありましたけれども、そういう事実はありますか。

(環境) 廃棄物対策課長

倉庫の中に民間のペットボトル、廃プラ関係が入ったのではないかと御質問ですが、環境部では、そういう事実は一切確認しておりませんし、これまでも家庭から出たものだけをストックしている状況でございます。

大橋委員

はい、わかりました。では、それはうわさだったということで了解いたします。

それで、さっき完全除雪されていると言って私は感心していたのですが、あれの除雪は一つには直営なのか委託なのか、それから除雪費というのは今年特に多く見積もったのか、その辺どうなのでしょう。

(環境) 藤田主幹

除雪に関しましては、業者に委託してございます。それで、予算につきましては、ちょっと私今手持ち資料がございませんけれども、昨年と変わらず例年どおりの予算で遂行しているということでございます。

大橋委員

この大雪だったわけですね。そうしたら、業者が去年と変わったということなのですか。それとも業者が大サービスしているということなのですか。

(環境) 藤田主幹

いえ、そういうことではございません。距離もいくら雪が降ろうが1回押していけば同じことでございますので、距離的なこともございますし、時間的なことも当然そんなに変わりませんので、あまり程度の差はなかったということでございます。

大橋委員

水の汚染度について

いわゆる本来の仕事である月1回の水処理についてお尋ねしますが、なかなかあそこの、将来いつ使えるようになるとか、そういう部分のめどが立たないわけですが、その理由としてやはりまだ出てくる水が汚染されているということではありますが、水の汚染度の数値、その経年変化についてはどうなのでしょう。

(環境) 藤田主幹

先ほども申し上げましたけれども、平成12年6月で埋立てが完了してございますので、その時点から今の数値を示したいと思えます。それで、まず埋立て直前の平成12年5月に一度採水してまして、これは水の汚染度、特に有機物による汚染の度合いを示しますいわゆるBOD、生物化学的酸素要求量、この数値が一番重要になりますので、このBODの数値をもちまして説明したいと思います。

まず、平成12年5月の埋立て終了直前のときで、原水のBODが92ppmございました。それで、それを処理いたしました放流水のBOD、これが2.8ppmというふうになってございます。それから、年次で追いますと、平成13年5月、原水のBODが21ppm、放流水で12ppm、平成14年5月が原水BODが26ppm、放流水で2ppm、平成15年で原水が16ppm、放流水で4ppm、平成16年5月が原水が17ppm、放流水が6ppm、平成17年5月が原水で10ppm、放流水で5ppmということで、原水ともかなり下がってきているという状態ではございます。

大橋委員

原水が非常に下がったということはよく理解できました。放流水が変化しないで大体同じ数値ということは、要するにこれはあれなのですかね。化学処理をした場合の一つの限界といいますが、要は原水の濃さと関係なく、こういう数字にぐらいしかならないのだということなのでしょう。

(環境) 五十嵐副参事

あそこの水処理施設は、基本的に性能が30ppm以下にするという能力を持った水処理施設なので、その以下になるということは問題ないということになります。

大橋委員

要するに確認としては、5ppmとか6ppmとか処理後の水というのは、これはもう川に流れていっても全く何でもないという解釈でいいということですね。

(環境) 藤田主幹

そのとおりでございます。

大橋委員

それで、水が気になるのは、雨なんかが強かったり、雪解けのせいもあると思うのですが、水が流れることによって土地がえぐれて、水の通り道ができていようなところがあるのです。それで、そういうところというのは、放っておけばどんどん深くなっていくわけですけれども、一方、自然が戻ってきている部分でカラマツの自生が見られたり、豆科の植物が自生をしているという部分も見られます。ただ、全体にはまだ本当にはげ山でむき出しということなのですが、これはやはりいわゆる緑化、つまりどんな草でもいいと思うのですけれども、表面が植物で覆われることを早くするということが、あそこ全体の環境保全の部分からいうと大事だと思うのですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

(環境) 藤田主幹

ただいま委員がお話のとおり、やはり緑化、これは当然最後の姿としてやらなければならないものだというふうにご考えてございます。ただ、先ほども委員からお話ございましたとおり、現在まだあその地質といいますか、底質がまだ落ち着かないという状態がございます。ですから、もう数年の経過を見まして、ある程度の土砂が落ち着くという状況になったときに、それから緑化の方はやっていかなければならないだろうというふうには考えてはございます。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
斎藤(博)委員

まず最初に、福祉部の方にお尋ねします。

さくら学園の現状について

指定管理者に移行して大分たっているさくら学園について、現状について少し教えていただきたいというふうに思います。

まず最初に、移行後の利用者の推移についてお聞かせください。

(福祉) 子育て支援課長

さくら学園の施設人員についてでございますけれども、平成16年の7月から管理者に移行しておりますけれども、各月の初日の在籍人数で話したいと思います。16年の7月と8月が15名、9月、10月が14名、11月が15名、12月、翌17年の1月が18名、2月が19名、3月から9月まで20名、10月から本年の1月まで19名、2月に18名、今年3月では19名になってございます。定員は20名でございますので、3月初日で19名ですから、ほぼ定員のような状況なのですけれども、指定管理者の導入前の15年度では月平均で10名程度でしたので、ほぼ倍増していると、そのような状況になります。

斎藤(博)委員

大体増えてきて20名になり、その後19名、18名、19名と推移していると思うのですけれども、この利用者の増減の原因というのは一体何なのでしょう。

(福祉) 子育て支援課長

こちらの方の施設は知的障害児の通園施設という形で設置しておりまして、措置決定については北海道児童相談

所が行っているわけなのですけれども、そういった子供がいらっしゃるということが一つの理由と思います。指定管理者になりましたから、新しい利用のスタイルになりましたから、利用者の方が使いやすいといいたまうか、利用しやすいような受皿になったというふうに思っております。ただ、平成17年度になりましたから、年度当初定員いっぱいという形でスタートした中で1人2人、微減がございましたけれども、それについては親の理由等というふうに聞いてございます。

斎藤（博）委員

次に、このさくら学園は、指定管理者に移行した以降、利用者と施設の間でこういったような状況、例えば大きなトラブルとかそういったものはなかったのかなというふうに思うのですが、その辺について何かありましたら教えてください。

（福祉）子育て支援課長

昨年一つ私が4月以降に担当することになりましたからあった部分なのですけれども、子供が療育中にけがをさまされて、それについての連絡方につきまして、多少園の方で不手際があったというようなことで、そんなことでちょっとトラブルといいますが、そのような状況になりまして、一定程度園の方からは利用者に対しては、親に対しては謝罪をいたしました。その後の対応といたしまして、事故防止に関してのマニュアル作成であるとか、緊急時の連絡、この件については私どもの方も指導いたしましたけれども、園として体制を整えたというような状況でございます。

斎藤（博）委員

さくら学園が指定管理者になっていく過程で、当時、親の会との間で移行に伴ういろいろな話合いが持たれたというふうに聞いているわけでありまして、いろいろな約束なり保証といいますが、要は利用者に不便をかけないとか、サービスの低下を来さない、そういった逆の意味でそういうふうにならないでしようねというようなことで、利用者の方からはいろいろな思いを寄せられたというふうに聞いているわけですけれども、その辺の当時の約束が1年半、2年近くたってどうなっているかというあたりで、特徴的なことがあったら教えてもらいたい。

（福祉）子育て支援課長

指定管理者を導入するに当たりまして、親の会の代表の方からは要望書が出されておまして、一定程度その職員の配置についても要望がございましたし、それから指導、療育内容につきましては、これまでどおり以前のさくら学園がやってきたようなことを引き続いて、さらに充実してほしいというような内容であったり、それから引継ぎに関しては障害のある子供ですので、そういった部分では可能な限り、不安や動揺などが生じないように配慮してほしいなど、そういった要望もございました。また、指定管理者を導入するに当たって将来的には障害児の学童保育であるとかショートステイ、そういう新しいサービスも取り組んでいただきたいというような要望もございました。そのことにつきましては、園ともいろいろと話を進めさせていただいておりますけれども、可能な限りできるところからということで、平成16年度中には、保護者の要望により親の会で施設見学とか、体験研修、学校見学なども実施しておりますし、また、送迎バスにつきましては、1台で送迎をやっておりましたけれども、本園の方からもう一台ワゴン車を出すなどして送迎時間の短縮を図るなど、通園に際しての保護者の負担などを軽減するようにしております。

また、在園時の部分で延長して預かってほしいというような要望にも、柔軟な対応で見ているというような状況というふうに聞いておまして、一定程度少しずつかもしれませんが、そういう意味では利用者の要望に沿った形で努力していきたいというふうに考えてございます。今後ともそういった部分について市としてもできる限り対応してまいりたいというふうに考えております。

斎藤（博）委員

順番にといいますが、おいおいといいますが、そういったことだというふうにはわかっているのですけれども、

こういうふう指定管理者になったさくら学園の利用者と小樽市の所管との間で意見交換するなり、例えば親の会もあるわけですが、そういったところとの意見交換なり、要望なり、苦情、そういったものを聞き取るなり、吸い上げるようなシステムというのはあるのですか。

(福祉)子育て支援課長

園の方と保護者の会との間で定期的に役員会、若しくは親の会、総会のような全員に対して話し合いを持つ場面はありますし、市といたしましても、その役員会、総会、これについても同席して、要望があればと言ったらおかしいのですが、これまで開催されるたびに行っているような状況がありまして、直接保護者の方からの御意見も聞いてきてございます。

斎藤(博)委員

さくら学園の方が主催する親の会との話し合いに、どういう形がちょっとわかりませんが、出席して状況を把握するなりアドバイスするなり、また、必要に応じては要望を聞いてくるということもあると思うのですが、小樽市福祉部としてさくら学園利用者の方と直接のパイプはあるのですか。

(福祉)子育て支援課長

パイプと申しましませうか、直接親の会の代表なりの方が来られる場面ということもありましたし、私が施設の方へ伺って話をすることもありましたし、また、運動会の行事などにも参加した折に寄せていただいた中で話をする機会も、そういう場面はわざわざ設けなくてもふだんから十分おつき合いはさせていただいております。

斎藤(博)委員

福祉部、小樽市としては指定管理者をお願いしているさくら学園の利用状況、それから利用者の把握については万全だと、そういうふうにお答えになっていると理解したいと思います。

この項最後ですが、さくら学園の運営と小樽市が持っているこども発達支援センターとの兼ね合いで、今こども発達支援センターの機能をさくら学園にどういう形で提供したり、逆に相談を受けたり、どういった関係になっていて、どういう応援とか相談のやりとりがあるのかと。それから、指定管理者との間でどういう契約内容で行われているのか、教えていただきたいと思っております。

(福祉)こども発達支援センター所長

現在、こども発達支援センターには約80人の子供が通ってきていらっしゃいます。その中で利用契約を結んでいるわけですが、そのうちの5人の子供がさくら学園に通いながらこども発達支援センターの指導を受けております。利用契約を結んでいない子供で、ほかに7人の子供が単発若しくは複数回、平成17年度中に相談にいらしていますので、20人の子供のうち12人の子供がさくら学園を利用しつつこども発達支援センターにも足を運んでいるという現状がございます。

それと、こども発達支援センターは相談・療育だけではなくて、関係機関を支援するという大きな役割を持っていますので、17年度中は幼稚園、保育所、学校等に52件支援に入っているわけですが、そのうち4件さくら学園に入りまして、担当の先生方に対して指導・助言をさせていただく機会を持っております。そういった意味では、指定管理者との契約ということではないのですが、通われている子供、あるいはそこで働かれている職員に対して具体的な意味でかわらせていただいていることがございます。

それと連携という部分に関してなのですが、うちの方としましては、こども発達支援センターは保健所等で発見された早期の子供をまず受け止めていく役割になっていますので、その中で日々、さくら学園で通園が必要と思われた子供はさくら学園での活用を促している。こども発達支援センターとしては、今で言うところの軽度発達障害あるいは体の不自由な子供若しくは言語の障害を持つ子供というふう大きく役割はくくってはいるのですが、なにぶん親の思いが交錯するわけですから、事務的にあなたはこちらですというような言い方にはならないのが現状でございます。ただ、事務的な意味で役割を機械的に分けるということではなくて、親の思い、ある

いは利用者の目線に立ちながら、さくら学園のいいところを活用する、あるいはこども発達支援センターの利点も活用するというので、必要に応じてさまざまなサービスが利用できるような形態を目指して連携を図っていききたいと考えております。

齋藤（博）委員

この項最後ですけれども、確認させていただきたいのは、すごく意地悪な言い方をすると、さくら学園で行っているこども発達支援センターの職員による授業というのは、本来のこども発達支援センターの授業を場としてさくら学園で展開しているのだということによろしいですね。心配しているのは、さくら学園がオーバーフローするなり手に負えなくなってこども発達支援センターが対応していると、そういうわけではないということによろしいですね。

（福祉）こども発達支援センター所長

御指摘の懸念は、現在そういうことはないだろうと思われまます。むしろ、先ほど申しましたとおり、早期発見された子供で非常に重篤な子供、あるいは親が非常に苦勞を強いられている状況の下ではさくら学園が円滑な利用を図っていただくのが望ましいと思われまますし、申しましたとおり、さくら学園を利用しながら、なおかつこちらの機能も利用するというので、決してオーバーフローを起こした子供をこっちの方で受け止めているとかという実態では全くございませんので、御了承ください。

齋藤（博）委員

それでは、次に質問を変えたいと思います。

保育所の現状について

保育所の現状について少しお尋ねをしたいというふうに思います。

保育所入所児童数及び待機児童調というのは、毎月福祉部の方でやりになっているというふうに思います。この表を基に何点かお尋ねしていきたいというふうに思います。

まず最初に、表の中で定員というふうにあるわけなのですが、この意味と下の方に現員というのがあるわけですが、それぞれについてまず説明してください。

（福祉）子育て支援課長

定員につきましては、それぞれの保育所で受ける枠ということでの人数でございまして、現員は実際に入所されている子供の数でございます。

齋藤（博）委員

それで、まず、すごく大きな形で話をさせてもらいたいと思います。小樽市の保育所の定員は1,515人というふうに書かれています。現員は3月1日現在で1,658人ということで109パーセントというのかな、9パーセントオーバーしているわけですが、これはどういうことを意味しているのですか。

（福祉）子育て支援課長

定員1,515人の部分に対し1,658人、広域入所で余市の公立とそれから札幌市の私立の保育所にそれぞれ5人程度入っておりまして、実際市内の認可保育所に入っているのはそれから5を引いた数ということになりますけれども、定員に対して1,658人入っている部分では、9.4パーセントオーバーして受入れをしていると、そういう状況にございます。

齋藤（博）委員

要するにもともとの定員は1,515人だけれども、実際1,658人、5人を抜いて1,653人が小樽市内の公立、私立の保育所に入っているということで、どうしてこういうことが可能なのですか。

（福祉）子育て支援課長

保育所における保育の実施というのは、基本的には定員の範囲内で行うこととなっておりますけれども、待機児

が非常に多いということで、その解消が課題になっております。そこで、国では平成10年に厚生省児童家庭局長通知ということで、年度の途中で保育の実施が必要となった児童が発生した場合については、受入れ態勢のある保育所において定員を超えて受け入れることができるとともに、待機の状況等については市町村において当分の間、年度当初においても同様に受け入れることができるというふうにされたわけです。

具体的な留意点についてですけれども、同時に課長通知が平成11年度からこの入所の円滑化を図るためにということで通知が出されておりますけれども、最低基準といったものがあるのですが、それを守った中で待機のある場合については当分の間、年度当初はおおむね認可定員の15パーセント増し、それから年度の途中については25パーセント増し、それから年度の後半においては、10月以降になりますけれども、これも25パーセントを超えてもよいと、そういうふうになってございます。

斎藤（博）委員

25パーセントを超えてもよいというのは、どこまで行ってもよいということなのですか。

（福祉）子育て支援課長

実際には最低基準を守る上でということですので、定員規模にはある程度、施設規模であるとか、面積であるとか、職員の配置等が絡んできますので、ただ単に定員よりもさらにさらにとということにはならないわけでございます。

斎藤（博）委員

今、全体の枠で話させてもらったのですが、今度は中で言いますと、当然各保育所というのは歳児別で定員を定めているわけでありまして、この部分についても、実態から言うと、例えばゼロ歳の定員が10人という保育所でゼロ歳の子供が19人入っているという実態も見受けられるわけなのです。このことについてどういうことが起きているのかということも教えてください。

（福祉）子育て支援課長

これまで施設全体の総定員という考え方の話をしてまいりましたけれども、年齢別の定員というのも設けているところでございます。ただ、これについては認可されている縛りのある受入れということではなくて、施設運営上の目安として設けられているものですから、設備、職員の配置など最低基準を下回らなければ、この範囲内で弾力的な運営ができるということです。

斎藤（博）委員

もう少し細かく聞いていきますと、ゼロ歳の小樽市の定員というのは94人、ところが実人員で言うと154人、1人は手稲にいますから153人としても164パーセントという今状態になっていると思うわけなのですが、このことについてはどういうふうにお考えですか。

（福祉）子育て支援課長

125パーセントを超えて、扱い過ぎになっていることとございます。一定枠を超えて保育の実施をするということについては、待機児が多いということで応急的に解消策として当分の間という条件付で国としては認めているところでありますけれども、小樽としてはそれが望ましいという形ではないにしても、一定程度最低基準を網羅した中で、守った中で受け入れているので、それについては将来的にこの子供の出生数の減少、ここ近年、数年減ってきているような状態とかもありますし、それから先ほど入所の申請の申込みの状況も話しましたけれども、そういったものが減少傾向にあるので、当分の間という意味では、こういった方法でもやむを得ないのかなというふうに感じております。

福祉部次長

あくまで定員のオーバーについては、トータルでの定員に対して15パーセント、25パーセントということですので、今言われた例えば10人に対して19人入っているとかという部分で、トータルでも94人に対して153人が入ってい

て160パーセントとかというその部分でとらえるのですが、そうではなくて、ゼロ歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳全部合計で何人に対して何パーセントということにとらえていただきたいというふうに思っています。

それからもう一つは、ゼロ歳児なり、ゼロ歳児はほふく室とかあるものですから、ちょっとはっきりした面積はあれなのですけれども、1人当たり3.7平方メートルとか、それ以外の部分で言えば1.67平方メートルとか、先ほども子育て支援課長が答えているように、そういう施設の基準が決まっていますので、それをオーバーして入れるということになっていませんので、あくまでそれを持っている施設の範囲内でしか入れていませんので、そういうことを入れる。例えば、ゼロ歳児が多くなれば、当然ゼロ歳児の場合は基本的には3対1の保育士の配置ですから、そういう割合で保育所も当然配置してやると、そういう私も最低基準を守って配置しているということで御理解を願いたいと思います。

斎藤（博）委員

この後の質問にかかわる部分なのですが、逆に今度はお聞きしたいのですが、厚生労働省は当然保育所の定員管理の部分では歳児別の基準枠を設けていると思うわけで、そういう意味で改めて聞くのも恐縮なのですが、ゼロ歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳と保育所にいるわけですから、歳児別の厚生労働省の最低基準をお知らせください。

（福祉）子育て支援課長

最低基準についてですけれども、設備の基準につきましては、保育室又はほふく室の面積で乳児又は満2歳に満たない幼児の乳児室の面積は1人につき1.65平方メートル、ほふく室は3.3平方メートル、それから満2歳以上の幼児の保育室は1人につき1.98平方メートルとなっています。それから、職員の部分で保育士の数ですけれども、乳児につきまして満1歳に満たない者ですけれども、おおむね3人につき1人以上、それから満1歳以上満3歳に満たない幼児については、おおむね6人につき1人以上、満3歳以上4歳に満たない幼児についてはおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児については、おおむね30人につき1人以上と規定されています。また、定員90名以下の施設にあっては、これに1人以上保育士を加えて配置する必要があるというふうになっております。

斎藤（博）委員

ですから、保育所の配置というのは、トータルではなくて子供の年齢に応じて、それはそれなりの手だてが必要だということで、厚生労働省の言っていることだっただぶん最低基準だと思っただけなのですから、ゼロ歳については3人、要するにゼロ歳はいいのです。それから1、2歳で6対1でいいのかな、ちょっと違うね。そういうふうな考え方で保育士の配置を義務づけているというふうに私は理解しているわけです。こういった総枠のキャパ的な枠と、入っている子供が極端な話ゼロ歳の子供が100人と4、5歳の子供が100人ではかかる手間というのはまるで違うわけでありまして、当然ゼロ歳の子供が100人いる保育所と5歳の子供が100人いる保育所で言うと、保育士の数は単純に言うと10倍必要だというふうになっているわけでありまして、今改めて聞きたいのは、これ全部の公立、それから中央保育所、歳児別で割り返したときに、すべて厚生省基準はクリアしているというふうになっていますか。

（福祉）子育て支援課長

定員を超えて保育をするに当たっては、これを守りなさいという形になっていますので、これについては守られているというふうに、今、現に計算はしていませんけれども、定員からすると、なるわけでありまして。ただ、今ちょっと前にお話しされた部分で、もう一度改めてさせていただきたいのですが、保育士の数というのは、歳別に確かに何対何、何対何ということ今申し上げたような計算の仕方があるわけなのですが、総所要保育士の算定方法というのは、各年齢の取扱人員を年齢別の保育士の配置基準で割り返して小数点の第2位切捨ての第1位を求めて、それぞれ合算してなおかつ四捨五入でやるわけなのです。ですから、確かに市の保育所で言うと、ゼロ歳児の産休明け6か月未満の部分では、最低基準というのは3対1となっているのですが、これに2人

に 1 人の配置にしているなど、それぞれ公立だけではなくて民間の保育所にも置きまして、いろいろその状況に応じて加配をしたりというようなことで、総定員の中では対する保育士の数というのはあれなのですけれども、中ではいろいろな混合保育のスタイルにしたりというようなことで手だてがとられているというふうに聞いております。

斎藤（博）委員

私も一方で待機児を解消してもらいたいということ、ずっとこの間ここでお願いしてきている立場でありますから、それぞれ工夫していただくのは結構だと思うのですけれども、今日聞いているのはちょっと違って、要するに厚生労働省でもやはり子供の歳児別において一定の基準をつくっている以上は、その基準というのはすべての市内の保育所においてはクリアされているべきであって、それが守られていないということは、子供の立場、それから保護者の立場からするとなかなか了解できない部分もあるわけです。例えば、具体的に挙げていいのかな、中央保育所ありますよね。ゼロ歳は、19人いますよね。そうすると、これ19割る3ですから最低でも保育士6人ですよ。それから、1、2歳というのは定数は30人ですけれども、実際34人入っていますよね。これ端数切り捨てていても5人です。6で割り返して5ですよ。1、2歳は1対6でないの。それから、3歳児は25人、それから4、5歳児は全部で39人おりますよね。一つのその時点での実態ですよ。これを厚生労働省の歳児別で割り返していったときに、先ほど子育て支援課長がおっしゃった端数処理の部分については了解しますけれども、何人の保育士が最低必要だというふうになりますか。

福祉部次長

大変申しわけないのですけれども、改めて計算しますけれども、当然その各施設というか、認可保育所で同じ基準なり設備なり施設の基準でやっていますので、斎藤博行委員が今言われる部分については当然クリアしています。ただ、今ここで何人というのはちょっと計算できませんが、後からよろしくお願いします。

斎藤（博）委員

それでは、ついでのことで、すべての保育所について3月1日現在の入所児童数に対する厚生労働省の基準に基づいて作り直した保育士の最低必要数と実態数、その分について今日は、急だと思しますので、後ほど全部について出していただきたいと思えます。

次に、面積の関係なのです。人間を採用すると、それはそれなりの対応をしていけるというのは私も理解できません。問題は面積でありまして、面積についても前段、例えばゼロ歳については1人につき1.65平方メートルとか3.3平方メートル、1.98平方メートルというようなことがあるわけですし、これは当然子供を縦に並べるとか積むとかという話にはなりませんので、そういった意味では、当然すべての保育所というのは、面積要件もクリアしているというふうに理解してよろしいですか。

（福祉）子育て支援課長

後ほど。

斎藤（博）委員

それでは、中央保育所からさくら保育園までの面積を教えてください。

（福祉）子育て支援課長

同じく後ほど。

斎藤（博）委員

それでは、この部分も当然それぞれスタートがありまして、厚生労働省の基準に基づいて一番最初に例えば中央保育所で言うと定員は110人でつくったと思うのです。当然保育士もそういうふうに、いろいろな設備もそういうふうにつくっている。面積も多少の余裕を持ちながらつくられているということは理解しているところです。それでも中央保育所で言っても6パーセントのオーバーというような実態があるわけです。この辺で面積、人の基準とそれから面積基準というのはクリアしているのかなという心配はあります。最高で言うと、子供の数だけは言ってし

まうと135パーセントまで入っている保育所も実態としてあるわけですから、そういった保育所も面積要件をクリアしているかなというふうに心配なわけです。待機児を解消してもらいたいという思いと工夫して柔軟にやっていくという意味では、柔軟に何とか入れていくという努力というのはこれは必要だと思うのですが、物には限度があるのではないかなというふうな部分がありまして、この表を見ていて、小樽市の子供ですから、小さくても小樽市民ですから、待機児解消策ということで保育所に入っていくのはそれはそれでいいわけですが、どういった状態にいるのかという部分を見て、保障するというのですか、担保するのもこれは小樽市の責任といたしますか、義務だというふうに思います。その際の基準というのは、先ほど来やりとりしている厚生労働省が言っている配置基準であったり、スペースの問題であったりするのではないかなというふうに思うわけです。表の中では人の部分と、それから面積にかかわる部分については、急だったので用意されていないと思いますので、改めていただいてどういった状態になっているかというのを教えていただきたいというふうに思います。

福祉部次長

今、面積基準なりいろいろなことを言ったのですが、実は保育所の定員というのはその時代時代ですいぶん変わっていきまして、歳児別も変わっているのですが、昭和57年には1,715人という定員が入っていました。確かに高島と赤岩が統合される前とかそういうのはあるのですが、そういうのは定員を減らしてきて現状になっていますので、今1,500幾らとかという定員ですので、随分低いので、そういうクリアは全部してちゃんとやっているというふうには思っています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時13分

再開 午後 5 時37分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、順次、採決いたします。

まず、請願第6号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第86号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第33号、第48号、第71号及び第81号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

皆さんの御協力で円滑に終わることができました。これも委員各位と理事者の皆様の御協力のたまものと感謝をいたします。

この3月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言ずつごあいさつをいただきたいと思いをします。

保健所須貝次長、市民部男女平等参画課藤原課長、この両名の方が退職されることになっておりますので、須貝次長の方から、まずごあいさつをいただきたいと思いをします。

保健所次長

( 挨拶 )

委員長

続きまして、藤原課長。

(市民)男女平等参画課長

( 挨拶 )

委員長

須貝次長、藤原課長には大変長い間市政発展のために尽力いただきましてありがとうございました。これからも健康に留意されまして、ぜひ有意義な第二の人生を送っていただきたいと思いをし、まだお二方も大変定年前に前倒しして退職されるわけですから、若いですから、これから市政発展にその培われた経験を、ぜひ知恵をおかしていただき市政発展のために御尽力いただきますように、また議員の我々もこれから何かとお世話になることがあると思いをしますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。皆さん方のこれからのますますの御活躍を心から祈念申し上げまして、委員長としてのあいさつといたします。

本日はこれをもって散会いたします。